

子育て支援計画のこれまでの検討事項のまとめ

本資料は、令和6年度第1・2回会議（5・7月開催の子ども・子育て会議及び文京区地域福祉推進協議会子ども部会）において、これまで検討した事項をまとめたものです。

「計画策定の考え方」について

1 計画の目的

「文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）」が本年度に計画期間の最終年度となることから、引き続き、本区の最上位計画である『「文の京」総合戦略』に掲げる将来都市像の実現に向け、子ども・子育て支援施策の継続性と更なる取組を推進するため、次期「文京区子育て支援計画（令和7年度～令和11年度）」を策定する。

2 計画の性格・構成

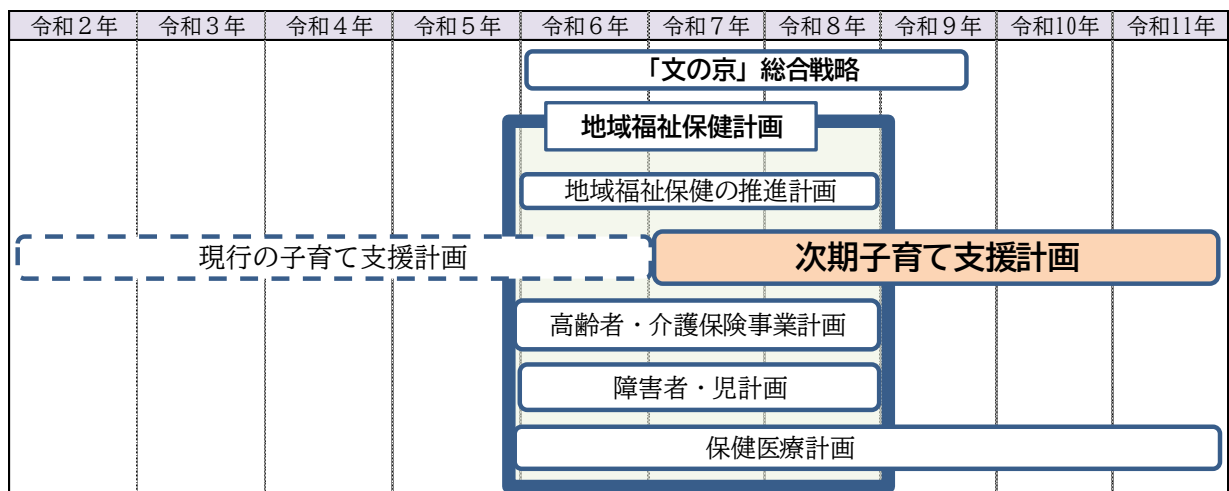
子育て支援計画は、区の福祉保健施策を推進するための基本となる「地域福祉保健計画」の分野別計画であると同時に、各法令に規定された次に掲げる行政計画としての性格を包括するものとする。

法律に基づく計画名	根拠法令	本区における計画名
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法 第8条第1項	子育て支援計画
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条第1項	
子どもの貧困対策計画	子どもの貧困対策推進法 第9条第2項	

3 計画の期間

次期子育て支援計画は令和7年度から令和11年度までの5年を計画期間とする。

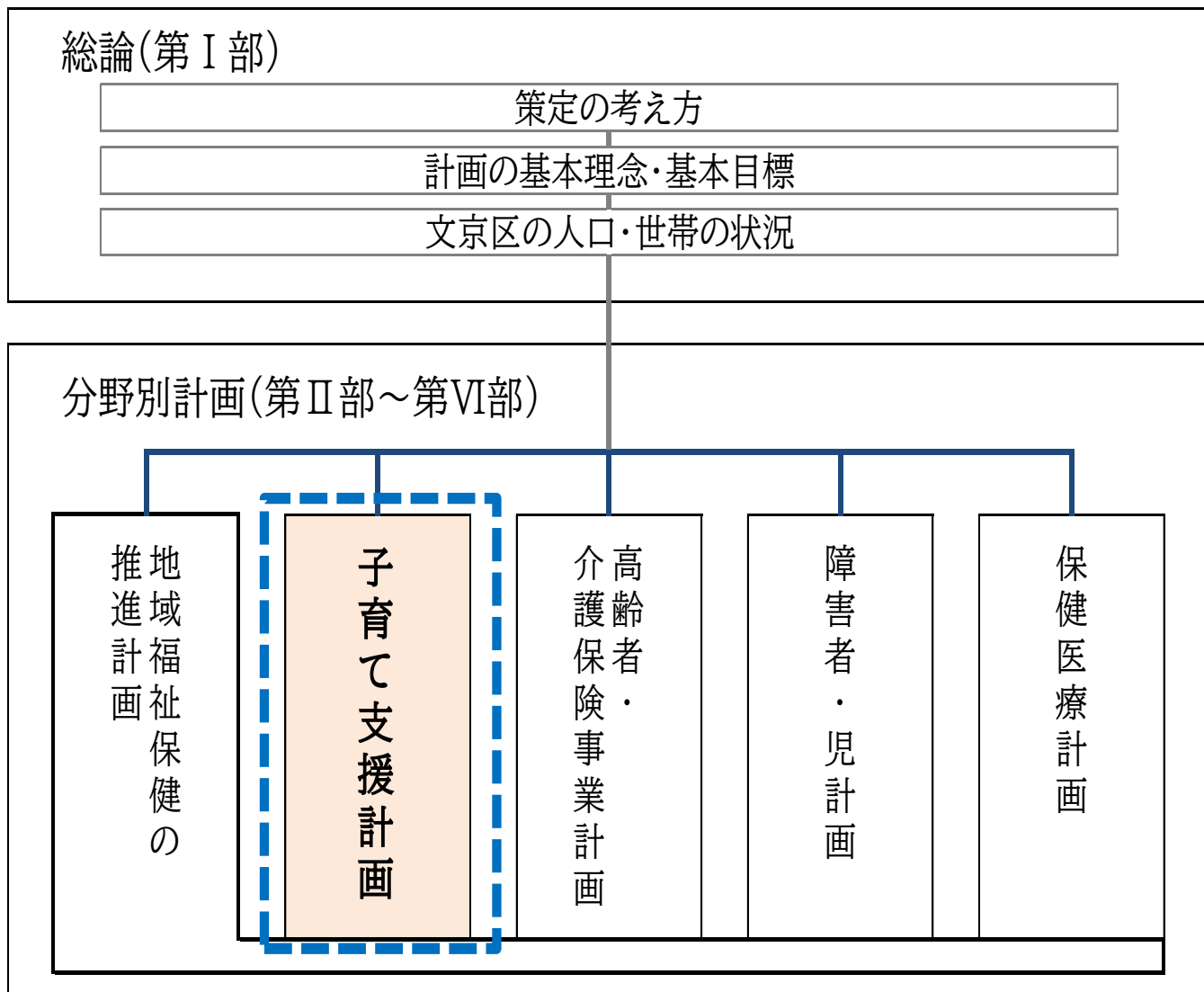
なお、将来人口の変化等により、計画期間中に見直しが必要な状況となった場合には、適宜見直しを実施する。



4 地域福祉保健計画と子育て支援計画の関係

地域福祉保健計画は、計画全般に係る目的、基本理念、基本目標等を取りまとめた総論と、子育て支援計画を含む5つの分野別計画で構成される。

【地域福祉保健計画】



5 計画の推進に向けて

地域福祉保健計画からの引用

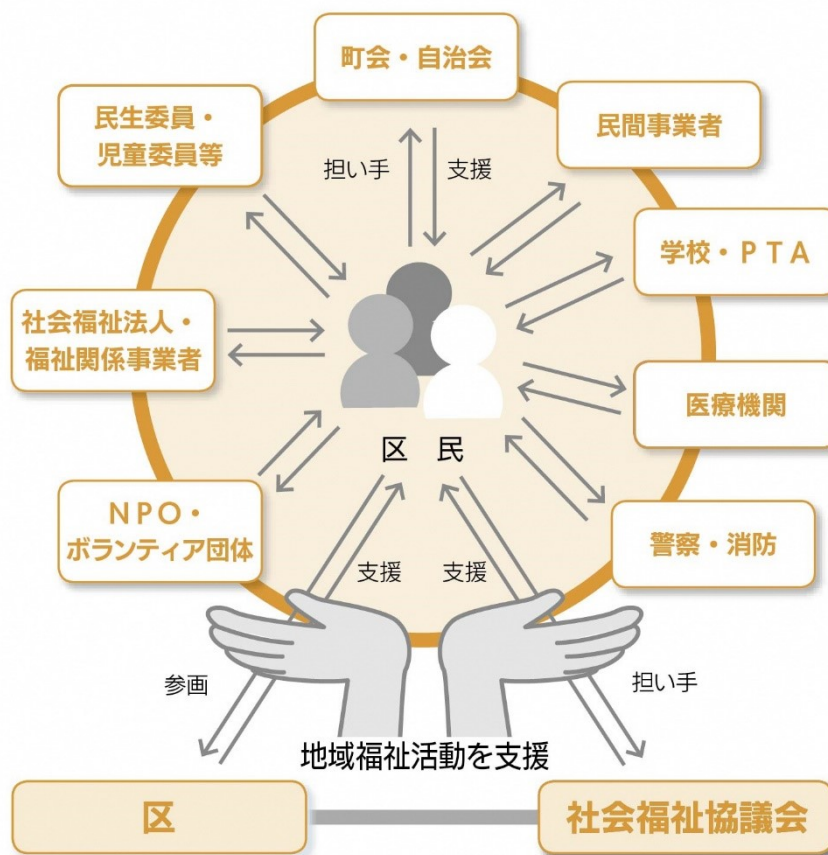
1 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、医療機関、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動の裾野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される方たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



- ・ 高齢者あんしん相談センター
- ・ 障害者基幹相談支援センター
- ・ 子ども家庭支援センター
- ・ 児童発達支援センター
- ・ 保健所センター 等

- ・ 権利擁護センター（あんしんサポート文京）
- ・ ボランティア支援センター
- ・ フミコム（地域連携ステーション）
- ・ ファミリー・サポート・センター 等

社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和27年（1952年）に設立されました。

社会福祉協議会では、現在、地域福祉を推進するため、次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
- 3 ボランティアによるひとり暮らし等の高齢者へのみまもり訪問
- 4 地域の皆さんの交流の場づくり（ふれあいいきいきサロン）
- 5 ボランティア・市民活動の相談・支援（文京ボランティア支援センター）
- 6 NPO等によるつながりを創出した地域課題への解決支援（地域連携ステーション）
- 7 福祉サービス利用援助事業
- 8 成年後見制度利用支援
- 9 災害ボランティア体制の整備
- 10 高齢者等への日常生活支援（いきいきサービス）
- 11 子育ての相互援助事業（ファミリー・サポート・センター事業）

また、社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定しています。

地域住民をはじめ、地域福祉関係者・関係団体、社会福祉協議会など、様々な活動主体が協働して、本計画とも連携を図りながら、計画を推進しています。そして、地域の皆さんが主体的に取り組み、支え合えるまちづくりを地域の皆さんをはじめ、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に進めています。

2 地域共生社会の実現に向けた方向性

区ではこれまで、地域共生社会の実現に向けて、「必要な支援を包括的に提供する」考え方を各分野に普遍化していくことを目指して、全区民を対象とした文京区における地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりました。あわせて、包括的な相談支援を進めるため、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮などの各社会保障制度に基づく専門的支援について、組織間や地域との連携強化を図ることで、子どもの貧困対策、医療的ケア児の支援、ひきこもり支援などの多分野にわたる課題に対応してまいりました。

しかしながら、進行する少子高齢化や、血縁・地縁・社縁による共同体機能の脆弱化など社会構造が変化しており、新たな生活課題が制度の狭間に陥りやすいリスクが生じています。このような必要な支援が届きにくく、孤立化するリスクが高い事例において、課題や分野ごとの支援体制では対応が困難なケースが増加しており、一つの世帯に複数の課題が存在している状態も見受けられるようになりました。

区では、こうした複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を文京区における地域包括ケアシステムに取り入れ、分野横断的に多機関が連携した重層的なセーフティーネットの構築を目指してまいります。また、重層的支援体制の3つの支援（相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援）を一体的に実施できるよう、関係部署、機関、団体等と協議を重ねながら連携を図り、適切な支援につなげ、家族全体の支援を行うことができる体制整備を進めてまいります。

同時に、都市部である本区において、社会経済活動の変化や、人口減少・少子高齢化に伴う地域の生活課題の複雑化・個別化から生じる「2040年問題」も見据え、地域課題の解決を試みる仕組みに全区民が主体的に参加しやすくなるよう、地域の再構築を進めていく必要があります。

引き続き、文京区における地域包括ケアシステムを推進しながら、世代や年齢、障害の有無等に関わらずに参加できる多世代交流（ごちゃまぜ）の場を通じて、多様な主体が合意形成を図りながら、緩やかなつながりをもって参画することで、区民一人ひとりが生きがいや役割を持ちつつ、支え合い、助け合いながら暮らせる地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を図ってまいります。

地域共生社会の実現



様々な社会課題や人口構造の変化からくる
2040年問題も見据え、
地域の再構築を進めていく

最終目標

令和6年度～令和8年度

現状

各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない地域づくりを目指します。



文京区における地域包括ケアシステムの
更なる進化・発展のために
重層的支援体制整備事業を活用

重層的支援体制整備事業

相談支援

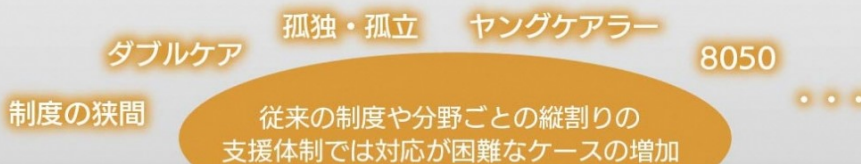
属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行う

参加支援

本人や世帯が地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保する

地域づくりに 向けた支援

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備をする



区の日常生活圏域のそれぞれの地域特性を十分に踏まえ、区と社会福祉協議会が緊密に連携を図り、多様な主体間の連携を強化し、協働することで、高齢者・障害者・子ども等、だれもが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるための仕組み



文京区における地域包括ケアシステム

重層的支援体制整備事業とは？

社会福祉法第106条の4に基づく「重層的支援体制整備事業」とは、同法及び他法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいいます。

具体的には、3つの支援「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を柱として、一層効果的・円滑に実施するために、「多機関協働による支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、5つの事業を一体的に実施するとされています。

3つの支援の柱		5つの事業
属性を問わない 相談支援	属性、世代、相談内容を問わない相談の受け止め	包括的支援体制整備事業
	分野間の協働のコーディネート	多機関協働事業
	支援が届いていない人への支援	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
参加支援	既存の取組では対応困難なニーズへの対応	参加支援事業
	分野を超えた地域資源の活用	
地域づくりに 向けた支援	世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備	地域づくり事業

● 実施の目的

文京区における地域包括ケアシステムの更なる進化・発展のため、本事業を活用し、各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない、つながる地域づくりに取り組み、地域共生社会を目指します。

● 実施の効果

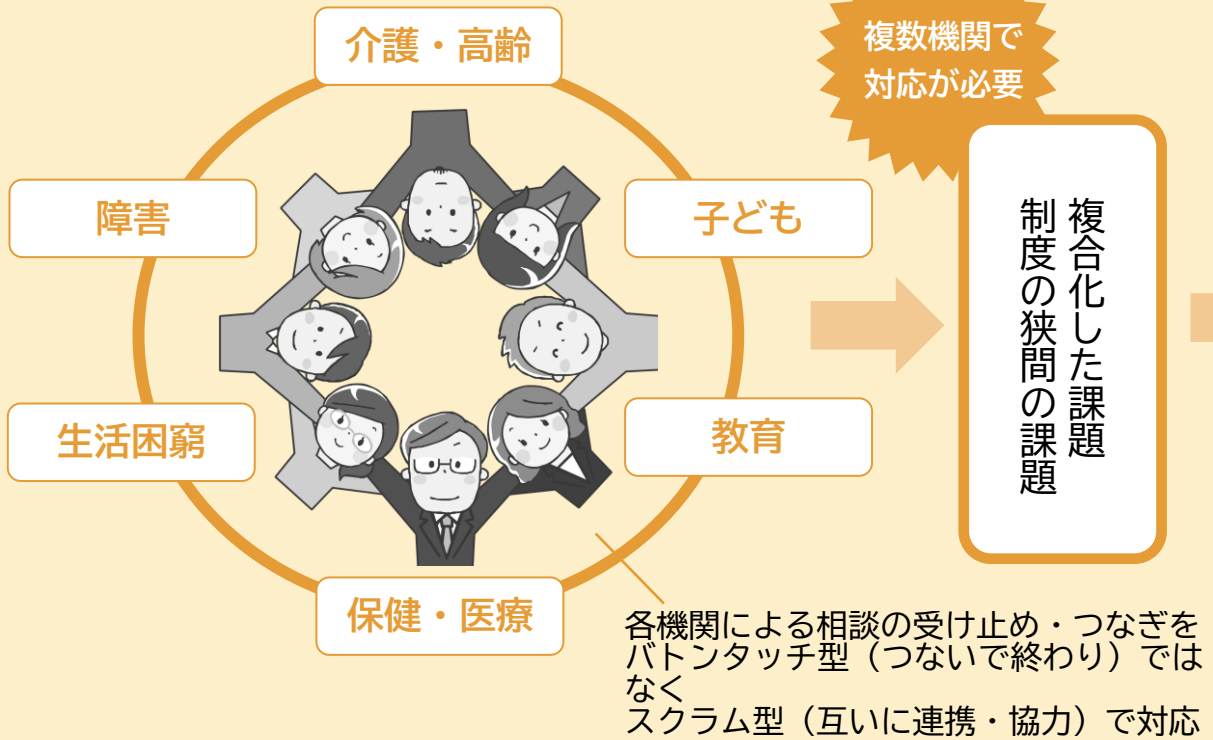
高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、重層的なセーフティネットの強化を図り、分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した課題」や「制度の狭間にあるニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築します。

文京区重層的支援体制整備事業

※令和7年度より本格実施予定

I. 包括的相談支援事業

各分野の既存の取組を活用した
属性を問わない相談の受け止め



V. 地域づくり事業

住民同士が支え合い、緩やかなつながり
による

既存の拠点等の利活用

- 多機能な居場所
- 通いの場
- 地域活動支援センター
- 地域子育て支援拠点
等

新たな居場所等の整備

世代や属性を超えて交流できる場や
居場所の整備

個別の人や活動のコーディネート

地域住民が活動を開始し継続する
ためのサポート

I～Vの事業を一体的かつ重層的に実施し、地域共生社会の実現を目指します

【地域共生社会】

制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超越して、人と人、人と社会がつながることで、住民一人ひとりが生きがいを持って暮らしていくことのできる社会

II. 多機関協働事業

複合課題等に対応するため、分野間の協働をコーディネート

支援会議

- 関係機関等による情報共有（※1）
- 支援方針の決定

【構成員】（※2）

区関係機関、社会福祉協議会のほか、民間事業者、医療機関、地域団体、地域住民等、当事者に関わる機関・関係者で構成

※1 社会福祉法第106条の6の規定に基づき、構成員に守秘義務が課され、本人同意なしの場合でも関係機関による情報共有が可能

※2 事案ごとに関係する機関等で構成

プラン
本人同意

重層的支援会議

- 支援プランの作成
- プランの進捗管理

【構成員】（※2）

区関係機関、社会福祉協議会等、支援プランに関わる機関で構成



本人との
関係構築

参加支援が
必要な場合

III. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複合化した課題等を抱えているため、必要な支援が届いていない人に支援を届ける

- 本人との関係構築
- アウトリーチプラン作成
- プランに基づく支援
- プランの進捗管理

IV. 参加支援事業

社会とのつながり作りに向けた支援

- 参加支援プラン作成
- プランに基づく支援（社会資源とのマッチング）
- プランの進捗管理
- 参加支援先の開拓

3 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者で構成する「文京区地域福祉推進協議会」において、進行管理を行ってまいります。

今後、以下の内容についても掲載する予定です。

- ・前計画（令和2年度～令和6年度）の進捗状況
- ・本区の子育て支援体系図
- ・（仮称）子どもの権利擁護に関する条例の取組状況 等

「基本理念・基本目標」について

次期計画では、地域福祉計画の総論で掲げた次の基本理念及び基本目標に基づき、子育て支援施策を推進していきます。

1 基本理念

地域福祉保健計画からの引用

○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

○支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティを推進する地域社会の実現を目指します。

○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

○協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

○男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。

「子どもと子育て家庭の現状」について

次期子育て支援計画の課題を整理し主要項目等を検討するため、国や本区の統計資料、昨年度に実施した「子ども・子育て支援に関する実態調査」の結果等から、子どもと子育て家庭の現状について集約したものです。

なお、子どもと子育て家庭の現状については、次期子育て支援計画の第3章に掲載する予定です。

《掲載事項一覧》

大項目	小項目	図表
1 人口等の推移	人口の推移	3-1
	年齢3区別人口（構成比）の推移	3-2
	男女別年齢5歳階級別の人口構成	3-3
	18歳未満の児童人口の推移	3-4
	18歳未満の児童人口の総人口に占める割合の推移	3-5
	合計特殊出生率の推移	3-6
	出生数の推移	3-7
2 推計人口	人口推計（0～17歳）	3-8
	人口推計（年齢3区別人口）	3-9
3 就業率等	文京区、東京都、全国の子どものいる女性の就業率	3-10
	子供のいる女性の就労状況	3-11
	育児休業取得率の推移（全国）	3-12
	育児休業制度の取得経験	3-13
4 関連 貧困	子どもの貧困率の推移（全国）	3-14
5 子育て支援サービスの利用状況	未就学児童の保育の状況	3-15
	保育所等在籍児童数の推移	3-16
	保育所等待機児童数の推移	3-17
	保育所等待機児童数の推移（年齢別）	3-18
	育成室在籍児童数の推移	3-19
	育成室定員数の推移	3-20
	育成室待機児童数の推移	3-21
	育成室待機児童数の推移（年齢別）	3-22
	特別な支援を必要とする児童の各施設での在籍児童数の推移	3-23
	子ども家庭支援センター相談件数の推移	3-24
	児童扶養手当受給者数の推移	3-25

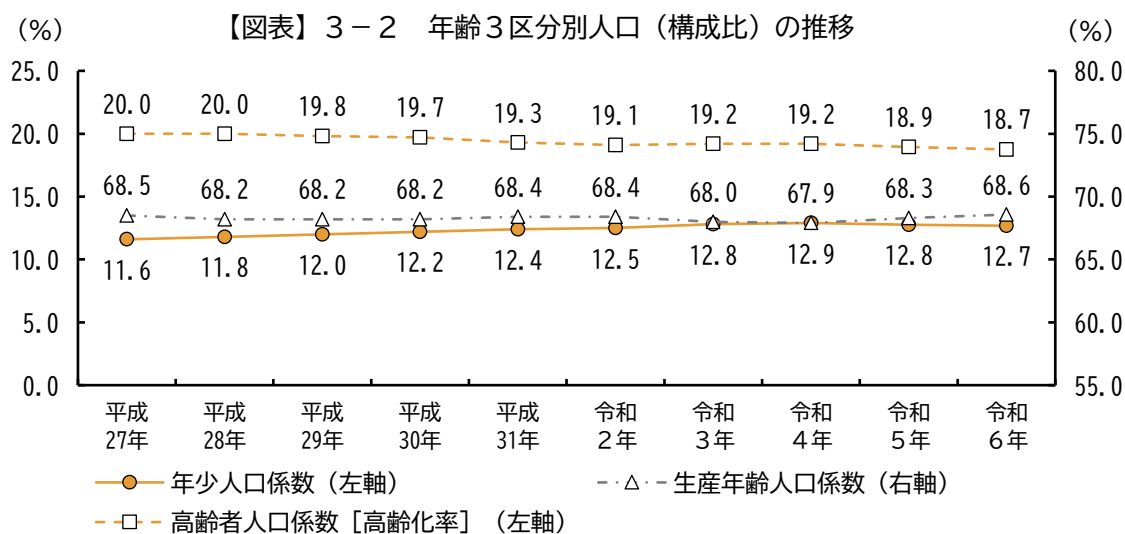
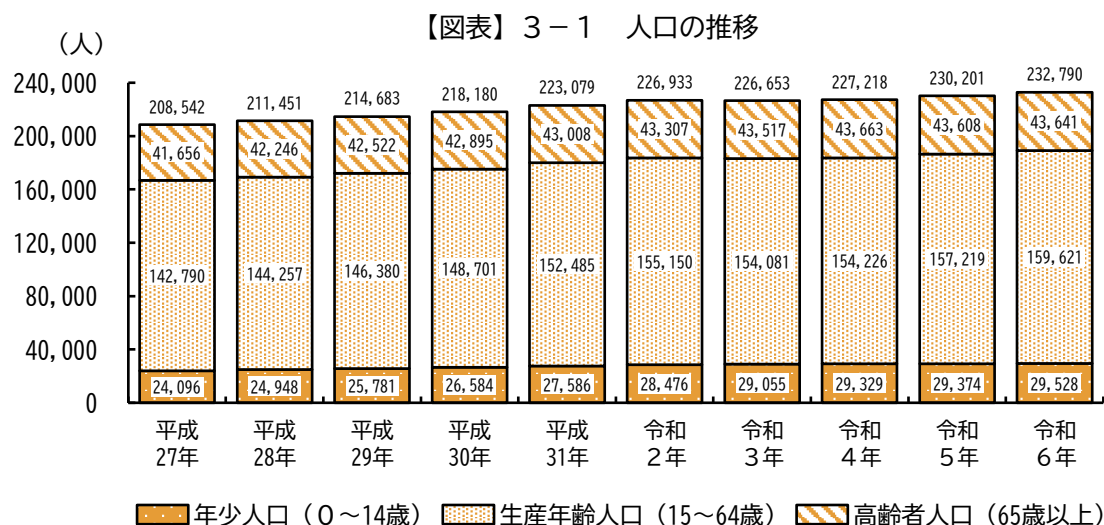
	子ども宅食プロジェクトの登録世帯数等の推移	3-26
6 実態調査結果	子育て環境や支援への満足度	3-27
	子育てをする上で楽しいと感じるとき	3-28
	役立つ子育て支援の施設・サービス	3-29
	子育てをする上での不安や悩み	3-30
	相談先の有無	3-31
	相談相手・場所	3-32
	定期的な教育・保育事業の利用状況	3-33
	定期的に利用している教育・保育事業	3-34
	事業ごとの利用状況	3-35
	利用したい定期的な教育・保育事業	3-36
	事業ごとの利用希望	3-37
	現在の不安・悩み	3-38
	小学校の放課後を過ごさせたい場所・過ごしている場所	3-39
	小学生本人・中学生本人・高校生本人が学校と家以外で放課後に過ごす場所としてあればいいと思うもの	3-40
	充実した生活を送れるようになるために必要な取組（支援） 高校生本人	3-41
	家庭の家計状況	3-42

1 人口等の推移

(1) 人口の推移

文京区の人口は、平成27年以降緩やかに増加し続けています。令和6年4月1日現在、住民基本台帳上の人口は、232,790人で、そのうち外国人住民は14,105人となっています。

令和6年4月1日現在の0～14歳の年少人口は、29,528人で、前計画の策定年度である平成31年4月1日現在の27,586人から1,942人増加しており、構成比の割合はほぼ横ばいとなっています。



資料：住民基本台帳及び外国人登録原票（各年4月1日現在）

※ 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日（平成24年7月9日）以降の数値に外国人住民を含む。

(2) 男女別年齢5歳階級別の人口構成

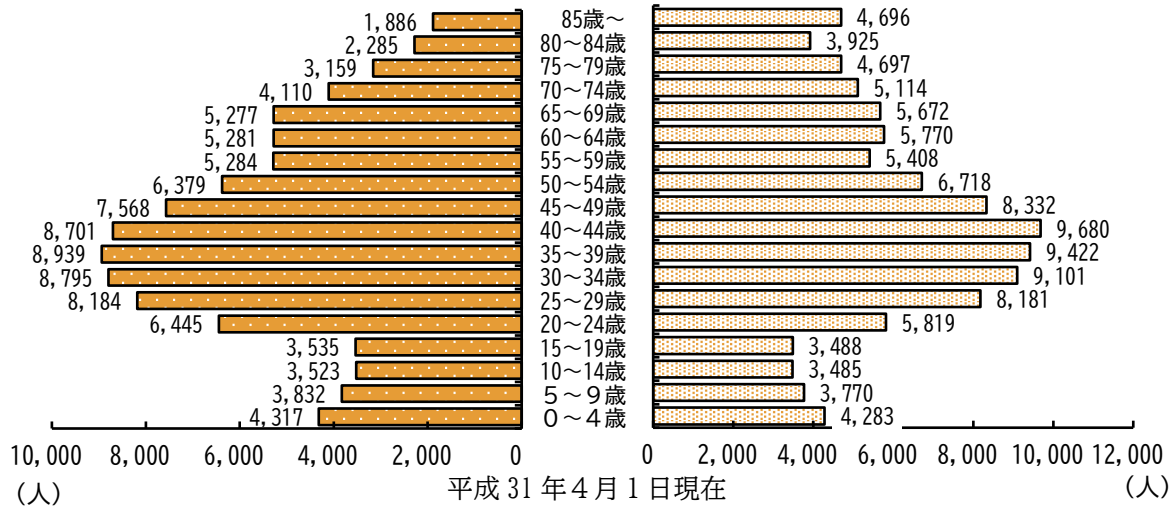
平成26年、平成31年、令和6年の各4月1日現在の男女別年齢5歳階級別の人口構成を、人口ピラミッドに表したものが次の図です。女性に比べ、男性の年少人口が増加していることがわかります。

【図表】3-3 男女別年齢5歳階級別の人口構成

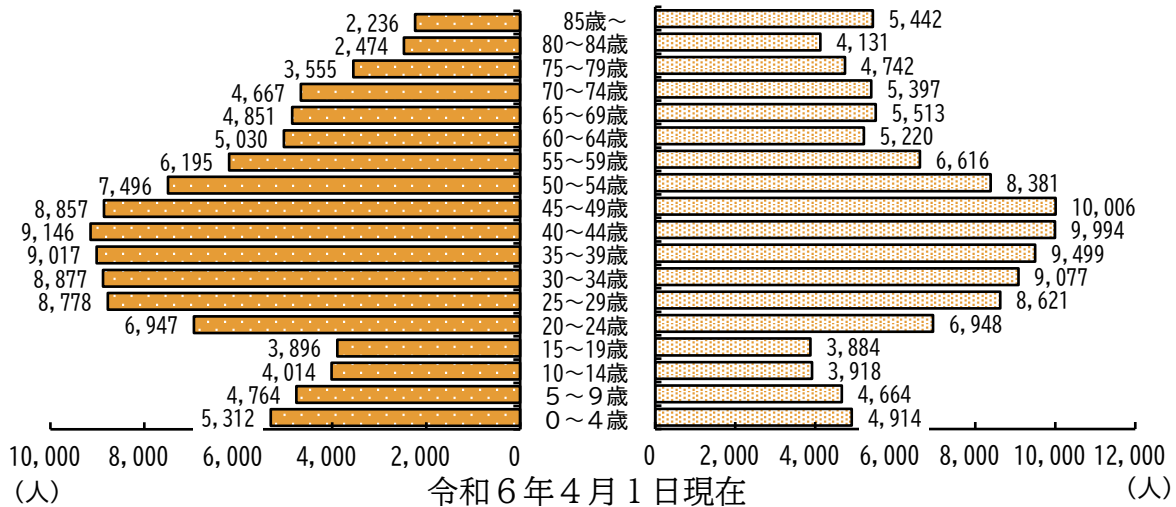
【男性】

【女性】

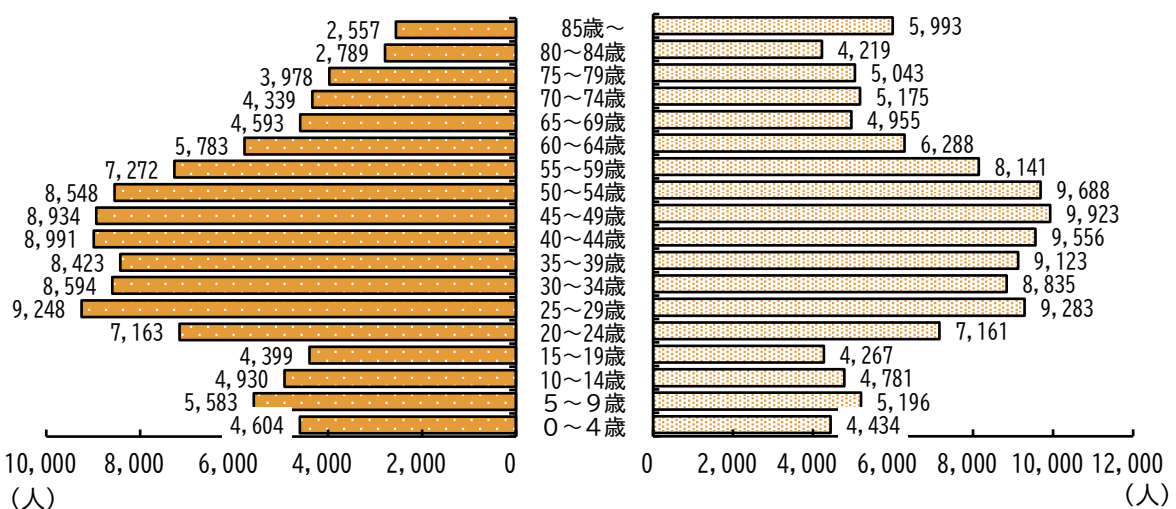
平成26年4月1日現在



平成31年4月1日現在



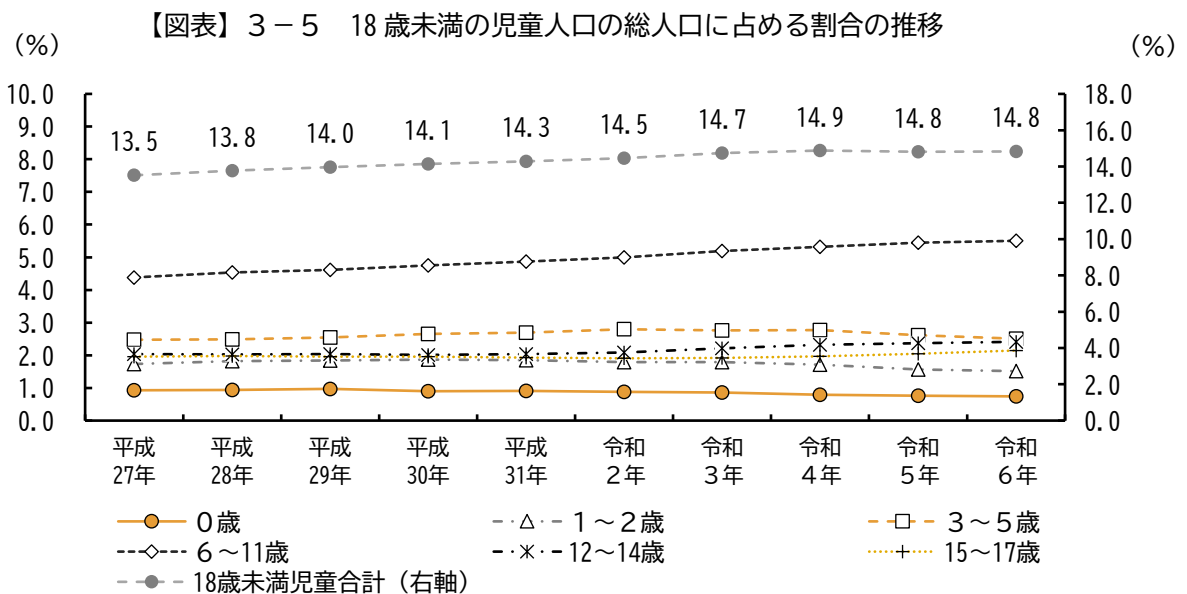
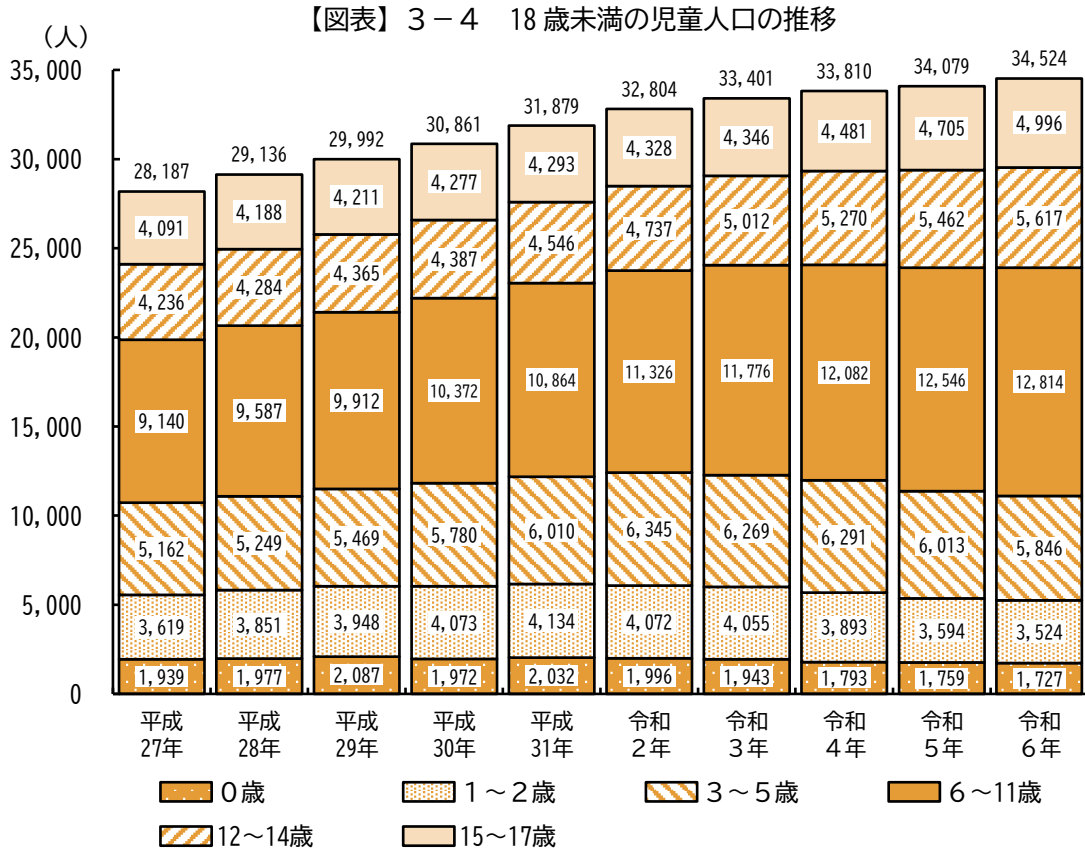
令和6年4月1日現在



資料：住民基本台帳及び外国人登録原票（各年4月1日現在）

(3) 18歳未満の児童人口の推移

令和6年4月1日現在の18歳未満の児童人口は34,524人で、総人口に占める割合は14.8%となっています。平成31年に比べて、人数では2,645人増加し、総人口に占める割合は0.5ポイント増加しています。



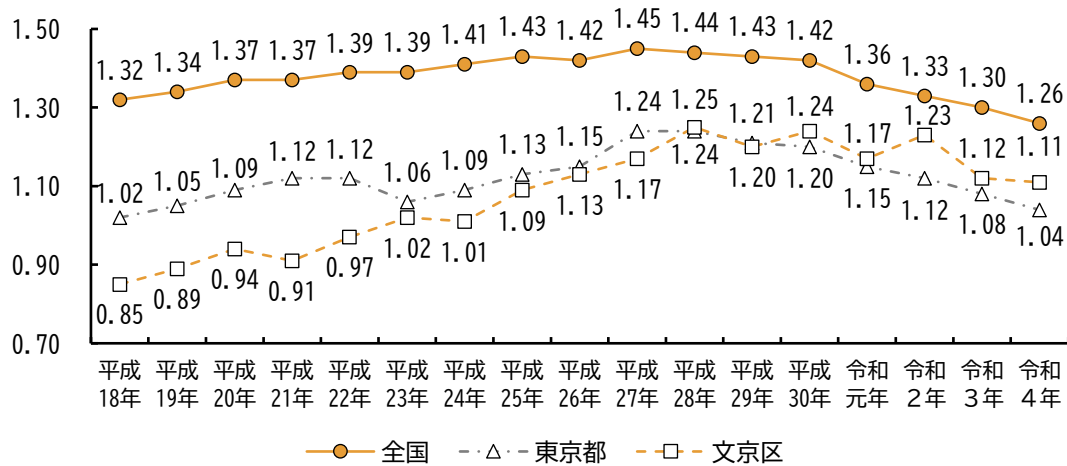
資料：住民基本台帳及び外国人登録原票（各年4月1日現在）
 ※ 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日（平成24年7月9日）以降の数値に外国人住民を含む。

(4) 合計特殊出生率及び出生数の推移

全国の合計特殊出生率は、平成24年以降は1.40を超えほぼ横ばいに推移していましたが、近年は減少傾向にあり、令和4年は1.26となりました。文京区の合計特殊出生率は、全国と比較して低い数値で推移していますが、平成30年には東京都を上回り、令和4年は1.11となっています。

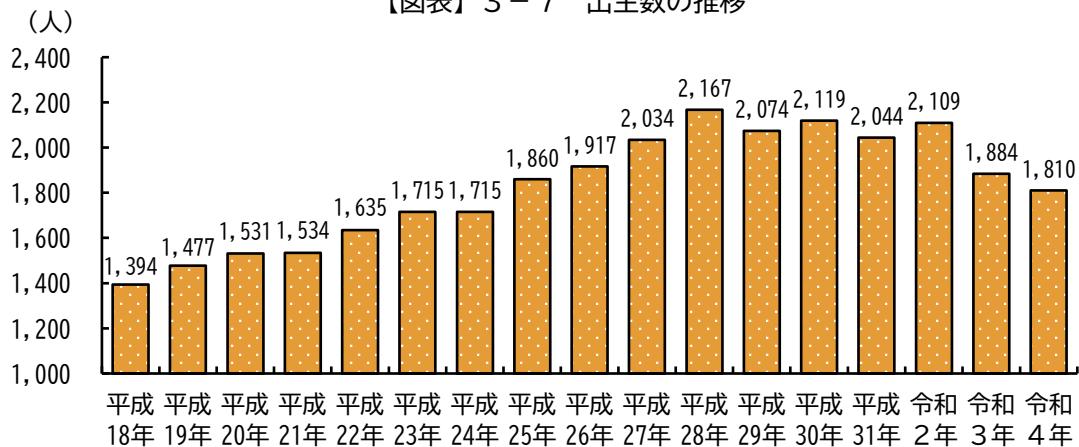
また、文京区の出生数は、平成28年の2,167人をピークに増減を繰り返しながら推移していましたが、令和4年は大きく減少し、1,810人となっています。

【図表】3-6 合計特殊出生率の推移



資料：文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）、ぶんきょうの保健衛生（文京区）及び人口動態統計

【図表】3-7 出生数の推移



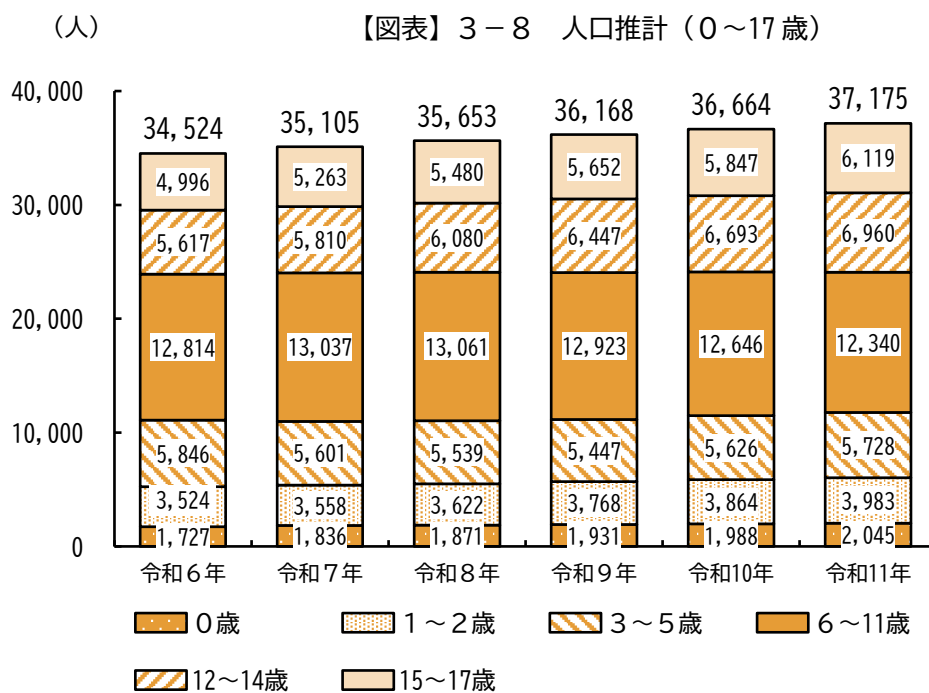
資料：文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）、文京の統計（文京区）及び人口動態統計

※ 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日（平成24年7月9日）以降の数値に外国人住民を含む。

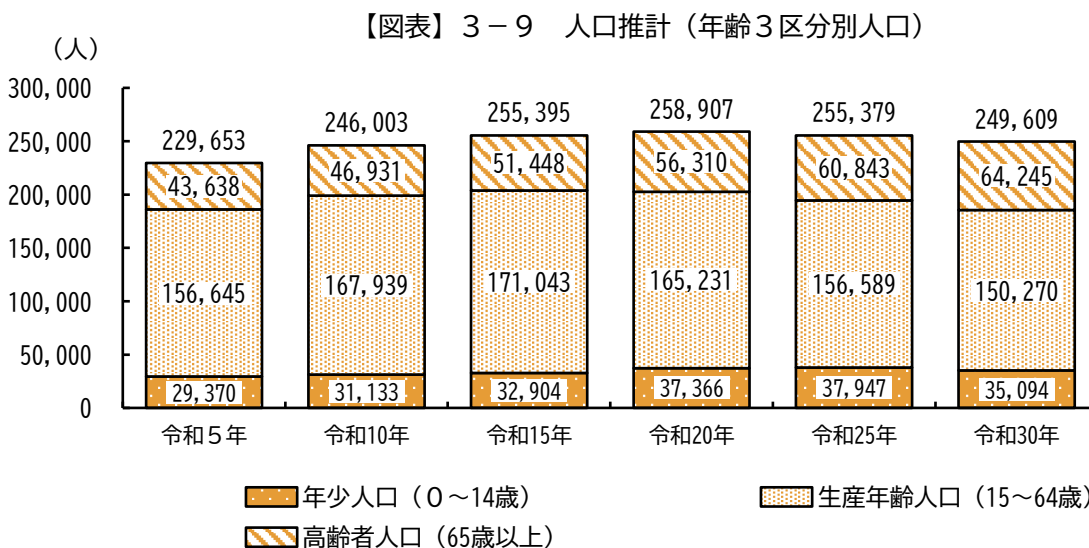
2 人口推計

本計画の策定に当たり、計画期間である令和7年から11年までの人口推計を新たに行いました。それによると、令和11年には0歳から17歳までの人口は37,175人と、令和6年実績に比べて2,651人増加する結果となりました。また、0歳から5歳までの人口は、11,756人となり、令和6年実績と比べて659人増える結果となりました。

また、「文の京」総合戦略による令和30年までの人口推計（年齢3区分別人口）をみると、総人口は令和20年、年少人口は令和25年のピークとなるまで、引き続き増加していくことが見込まれています。



※ 左記の人口推計結果は、「子ども・子育て支援事業計画における量の見込み（ニーズ量）」を算定するため、「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」を踏まえ推計しました。他の計画で使用する人口推計値と異なる場合があります。

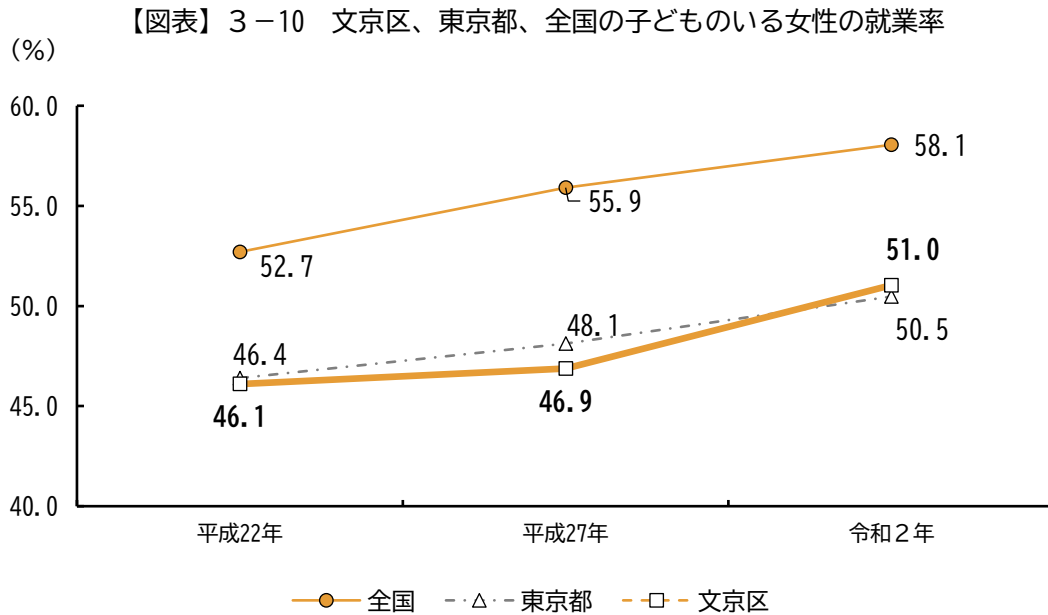


資料：「文の京」総合戦略

3 子どものいる女性の就業率と就業状況

(1) 子どものいる女性の就業率

平成22年、27年、令和2年の子どものいる女性の就業率を文京区、東京都、全国で比較したのが下記の図です。文京区は平成27年までほぼ横ばいでありましたが、令和2年には東京都を上回り、51.0%となっています。



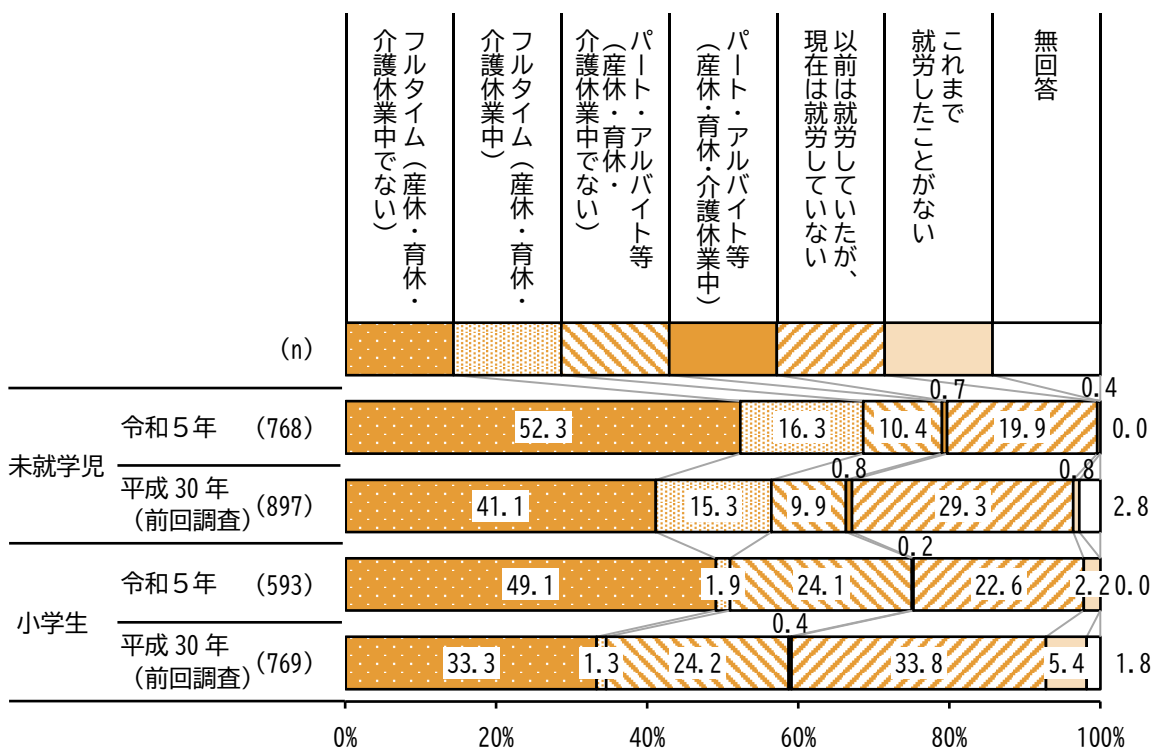
※「夫婦のいる一般世帯」において、「子どもあり」の世帯数における「妻が就業者」の人数の割合を算出しています。

資料：国勢調査

(2) 子どものいる女性の就業状況

令和5年度に実施した「文京区子ども・子育て支援に関する実態調査」では、フルタイムで働く母親の割合が前回調査時(平成30年度)より大きくなっており、未就学児の子どもがいる母親、小学生の子どもがいる母親いずれも半数前後を占めています。

【図表】3-11 子どものいる女性の就労状況



※フルタイムは1週5日程度・1日8時間程度の就労、パート・アルバイトは「フルタイム」以外の就労を指します。

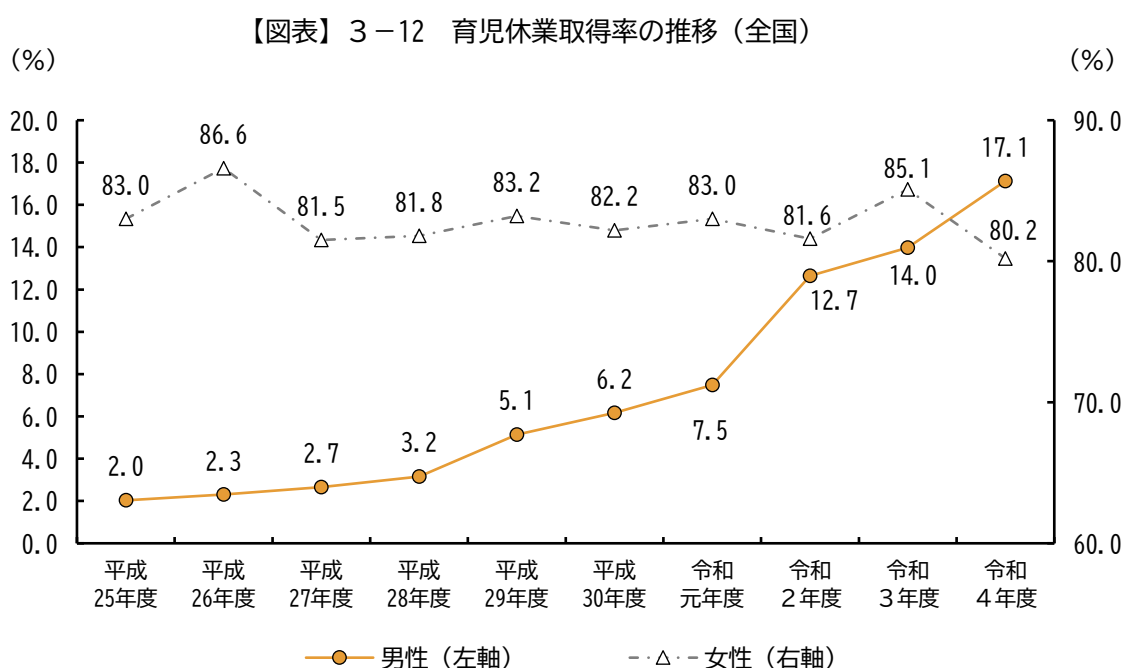
※図表中の「n」は、該当質問での回答者総数を表します。

資料：子ども・子育て支援に関する実態調査（文京区）

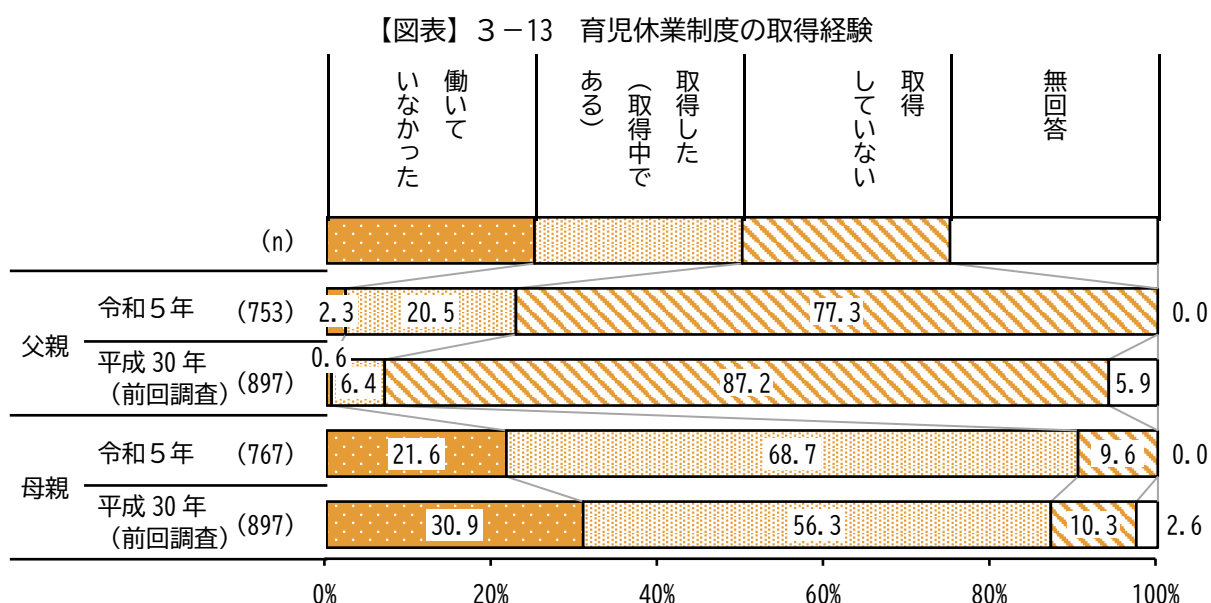
(3) 育児休業取得率の推移

「雇用均等基本調査」（厚生労働省）によると、育児休業取得率は、男性は令和元年度以降大きく増加し、令和4年度は17.1%となっています。女性は平成26年度の86.6%をピークに増減を繰り返しており、令和4年度には80.2%となっています。女性と男性の育児休業取得率の差は令和4年度で63.1ポイントです。

また、令和5年度実施の「子ども・子育て支援に関する実態調査」における、未就学児の父母の育児休業制度の取得経験については、平成30年の前回調査結果に比べ、父親と母親ともに育児休業制度を取得した割合が10ポイント以上増加しており、前回調査時より育児休業を取得している傾向がうかがえます。



資料：令和4年度雇用均等基本調査（厚生労働省）

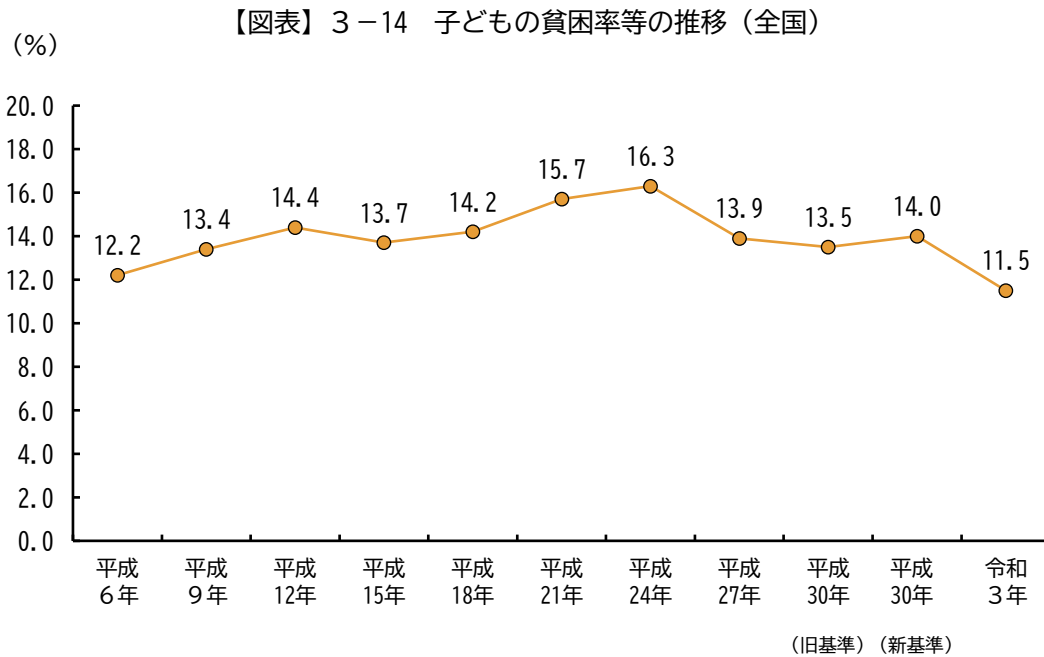


資料：子ども・子育て支援に関する実態調査（文京区）

4 子どもの貧困率等の推移

「国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると、子どもの貧困率は平成30年（新基準）の14.0%から減少し、令和3年は11.5%となっています。

なお、文京区では令和5年度実施の「子ども・子育て支援に関する実態調査」や貧困に係る各事業の利用状況等から、貧困の状況を個別に把握しています。



※令和3年からは、新基準の数値です。

※「新基準」は、OECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものです。

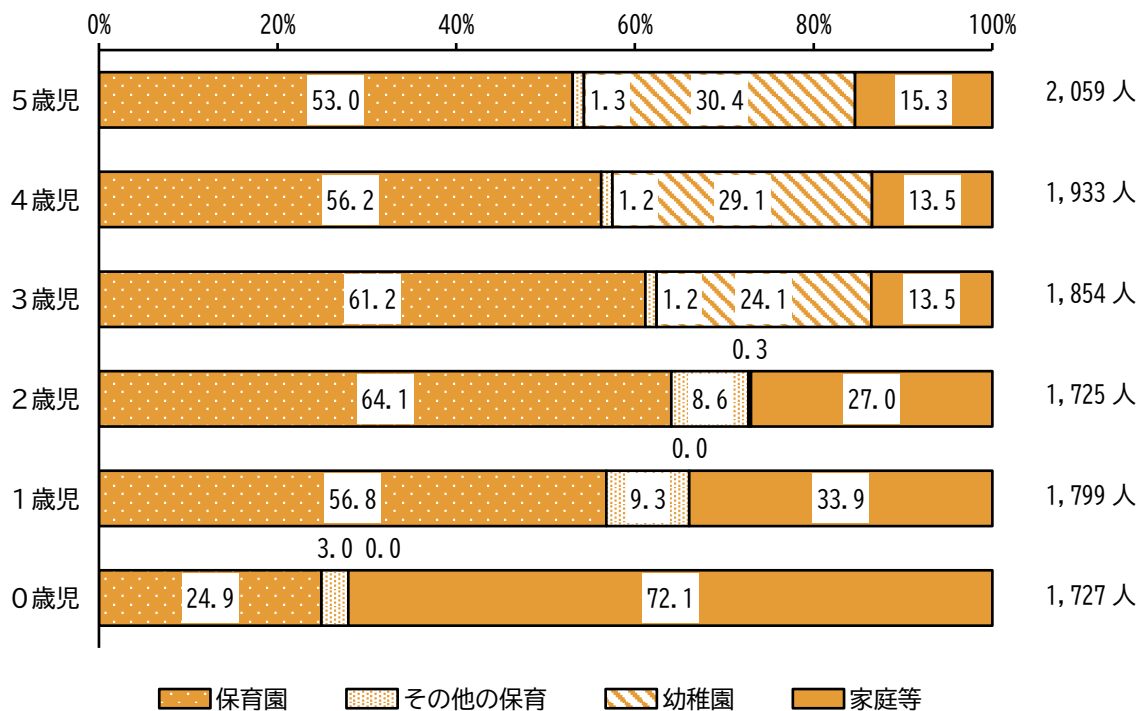
資料：2022年国民生活基礎調査（厚生労働省）

5 子育て支援サービスの利用状況

(1) 未就学児の保育の状況

未就学児童（0～5歳児）が、どのような保育の状況にあるかを年齢別に割合で示すと、0歳は「家庭等」が約7割で最も多くなっています。1歳児から2歳児では保育園に通う割合が5割以上となり、3歳児以上は幼稚園に通う割合が2割以上となっています。

【図表】3-15 未就学児童の保育の状況



※0～5歳人口（外国人含む）、各保育施設等の在籍児童数は令和6年4月1日現在
 ※その他の保育とは、保育所型認定こども園、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、企業主導型保育事業、地方単独型保育施策、東京都認証保育所、家庭的保育事業（保育ママ）、事業所内保育事業の在籍児童数の合計

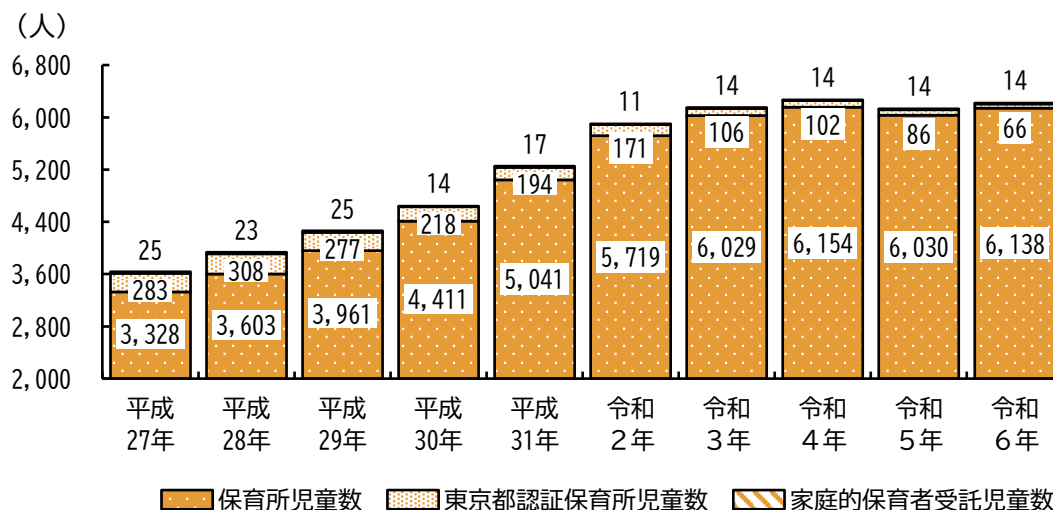
資料：庁内資料

(2) 保育所等在籍児童数と待機児童数の推移

保育所等の在籍児童数は増加してきており、令和6年の保育所等在籍児童数の総数は平成27年の約1.7倍となっています。

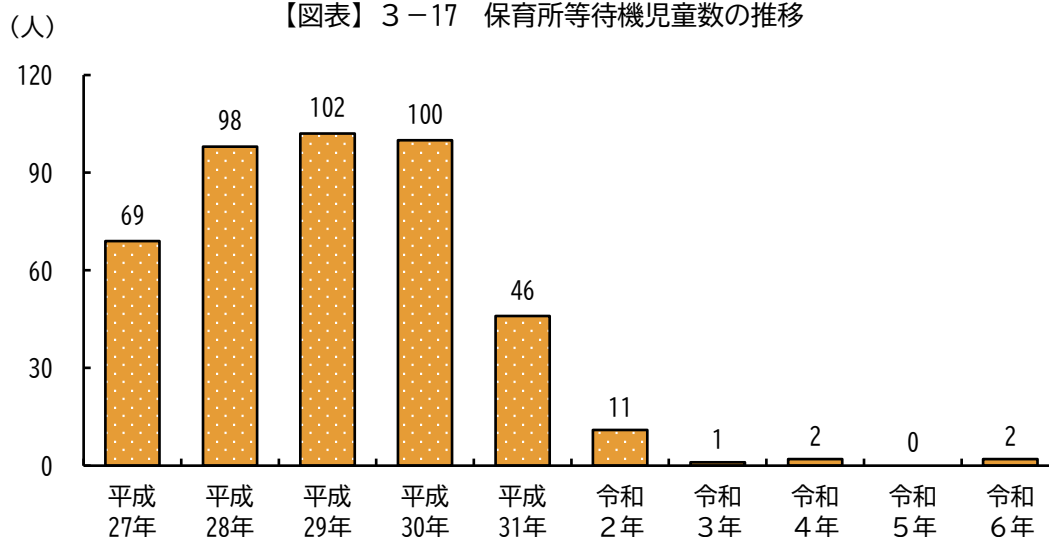
待機児童は平成30年まで増加傾向にありましたが、平成31年以降大きく減少し、令和6年は2人となっています。

【図表】 3-16 保育所等在籍児童数の推移



資料：庁内資料（各年4月1日現在）

【図表】 3-17 保育所等待機児童数の推移



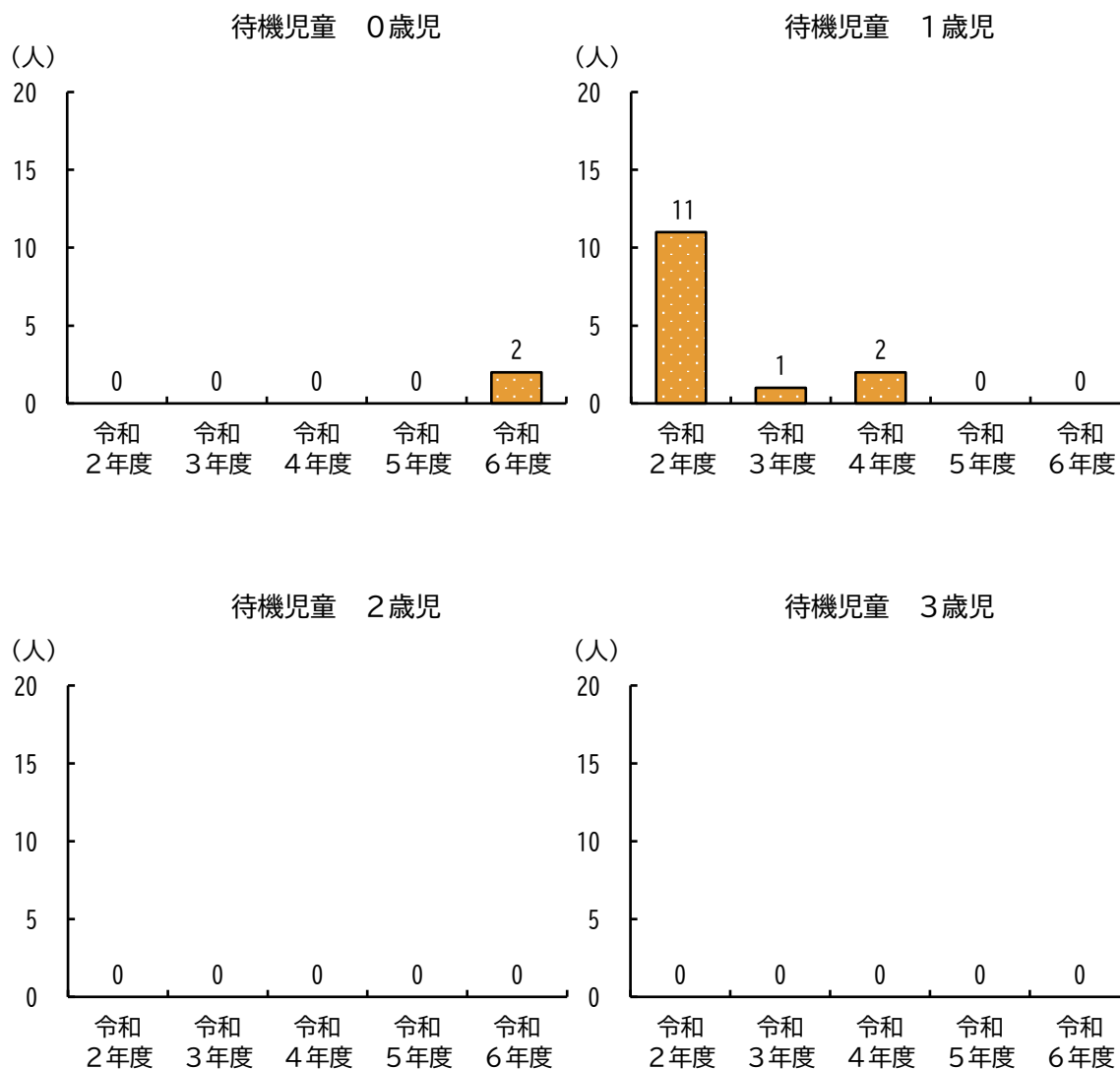
注：平成29年度以前と平成30年以降では待機児童の定義*が異なる。

*資料：保育所等利用待機児童数調査について（平成29年3月31日付け雇児保発0331第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育所等利用待機児童調査要領」）

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

また、【保育所待機児童数の推移】で示した保育園待機児童数の直近5年間の内訳は以下のように推移しています。0歳児、1歳児の待機児童数は、令和3年度以降0人から2人で推移しています。また、2歳児、3歳児の直近5年間の待機児童数は0人となっています。

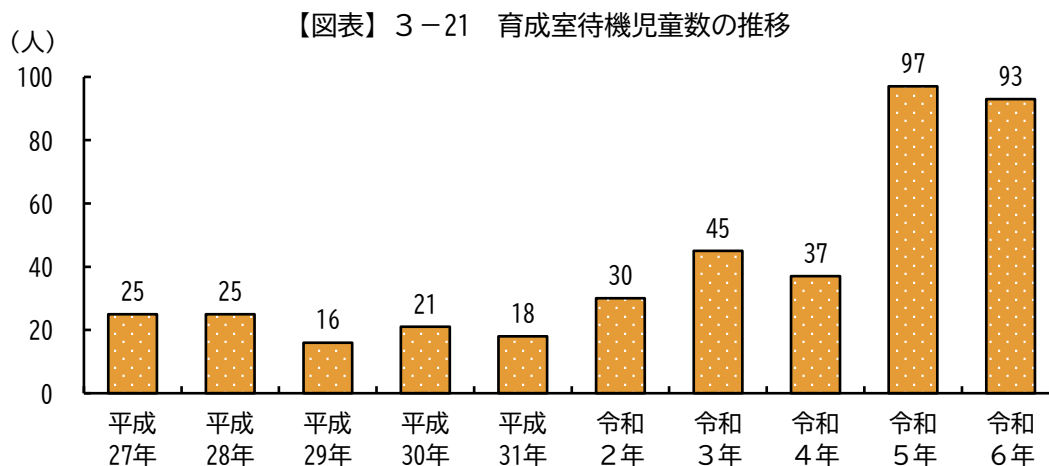
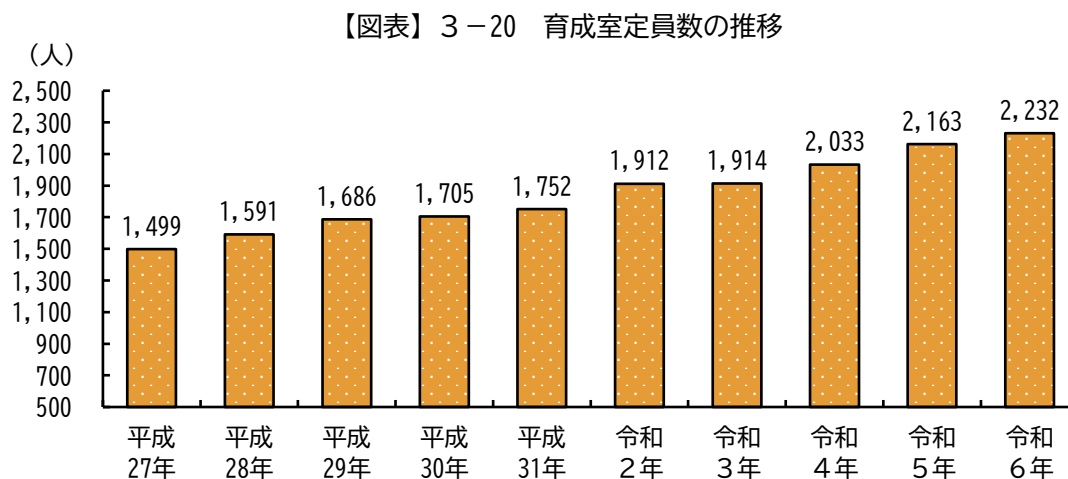
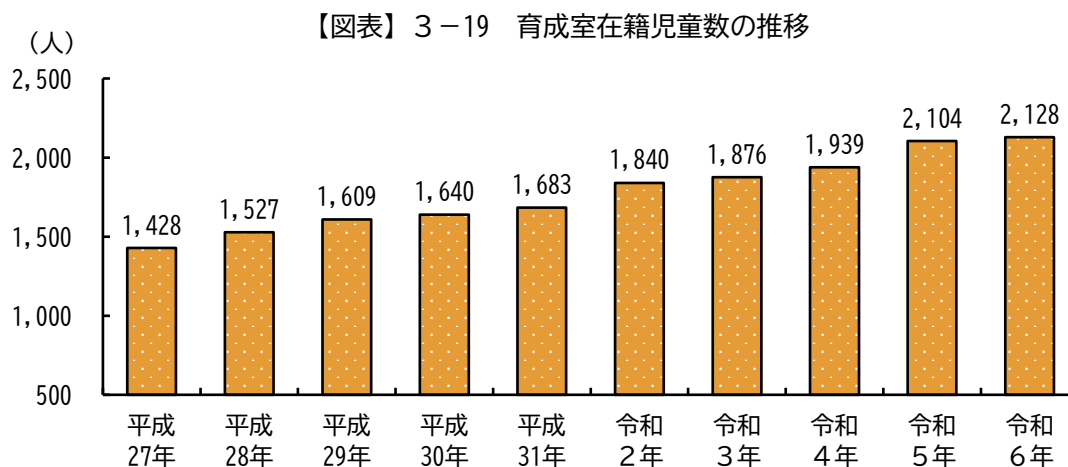
【図表】3-18 保育所待機児童数の推移（年齢別）



資料：庁内資料

(3) 育成室在籍児童数の推移

育成室在籍児童数は年々増加しており、令和6年には2,128人となっています。定員数も増やし続けており、令和6年には2,232人となっています。なお、育成室の待機児童数は増減を繰り返し、また、令和5年には大幅に増え、令和6年には93人となっています。

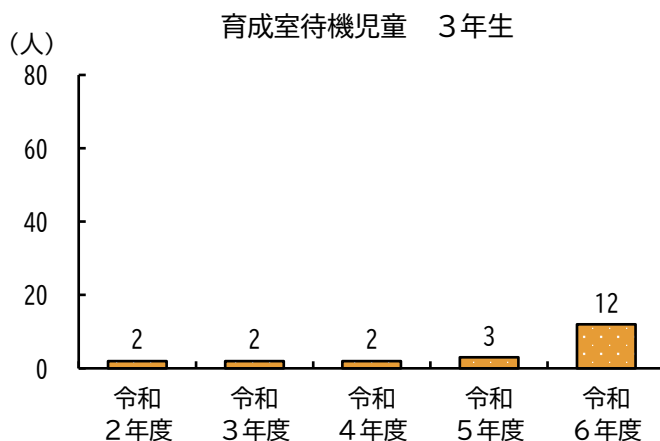
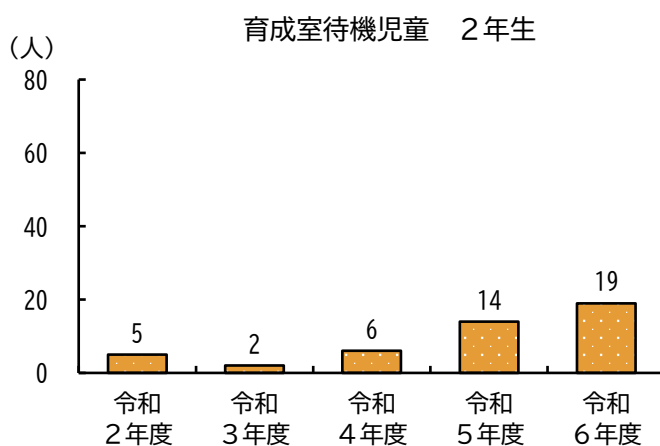
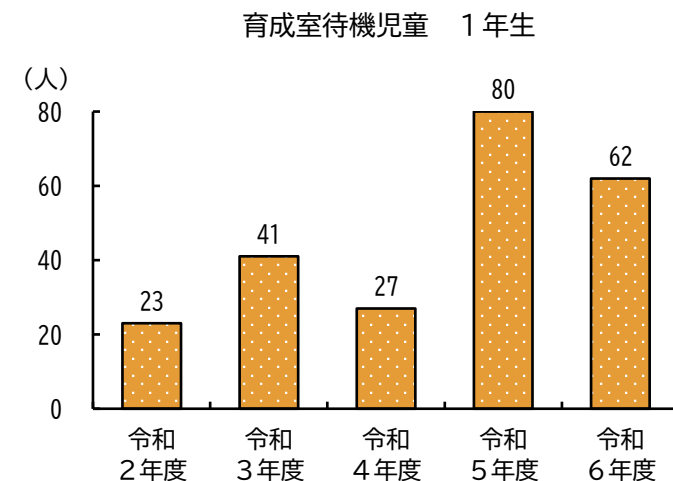


資料：庁内資料（各年4月1日現在）

また、【育成室待機児童数の推移】で示した育成室待機児童数の直近5年間の内訳は以下のように推移しています。全ての年度において、1年生の待機児童数が大半を占めています。

なお、文京区では、心身に特別な配慮を要する児童に対して、6年生までの延長保育を実施しています。

【図表】3-22 育成室待機児童数の推移（年齢別・1～3年生）

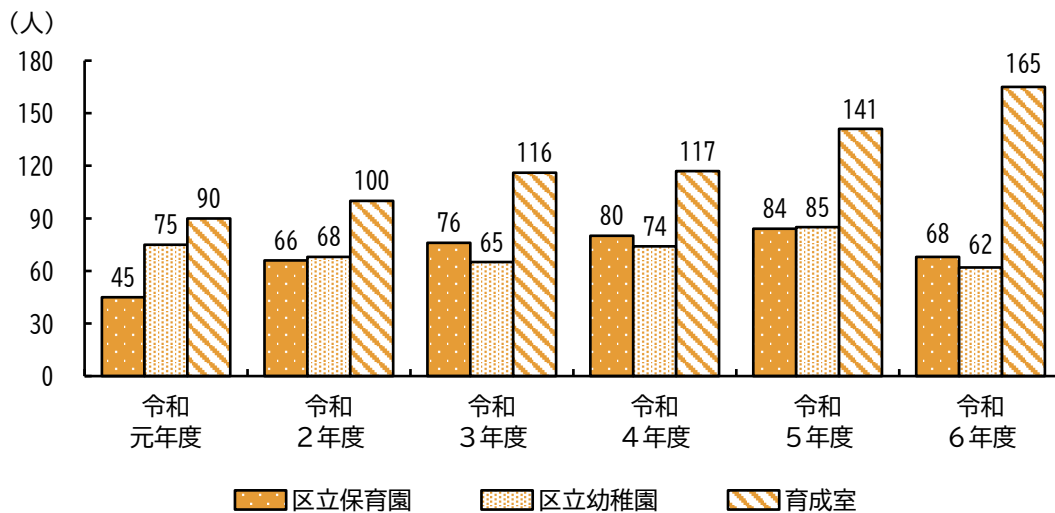


資料：庁内資料

(4) 特別な支援を必要とする児童の各施設での在籍数の推移

特別な支援を必要とする児童の在籍数は、育成室において増加傾向にあり、令和2年度に比べ令和6年度には約1.7倍になっています。

【図表】3-23 特別な支援を必要とする児童の各施設での在籍児童数の推移

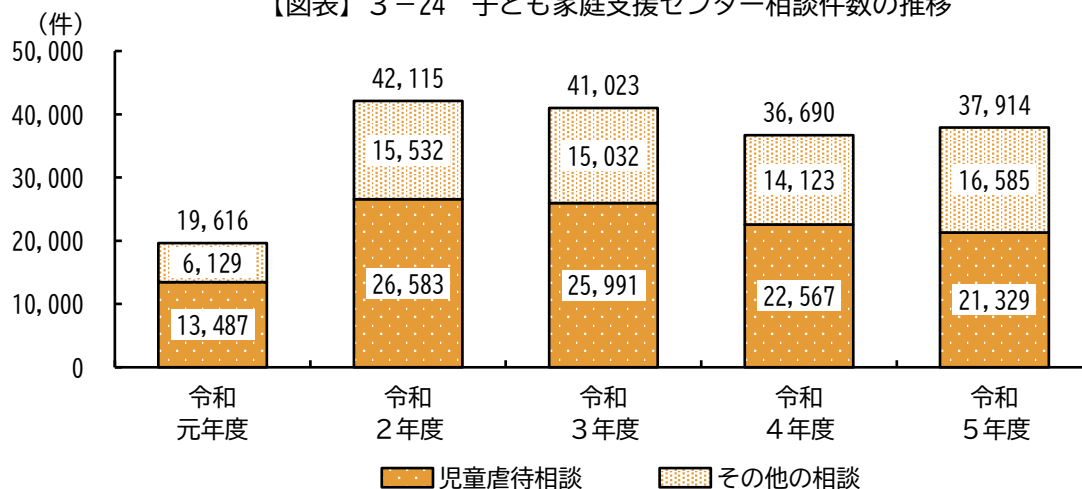


資料：庁内資料（各年4月1日現在）

(5) 子ども家庭支援センター相談件数の推移

子ども家庭支援センターへの児童虐待相談は、令和2年度以降減少し、令和5年度で21,329件となっていますが、令和元年度の約1.6倍となっています。合計の相談件数も37,914件と令和元年度の約1.9倍となっています。

【図表】3-24 子ども家庭支援センター相談件数の推移

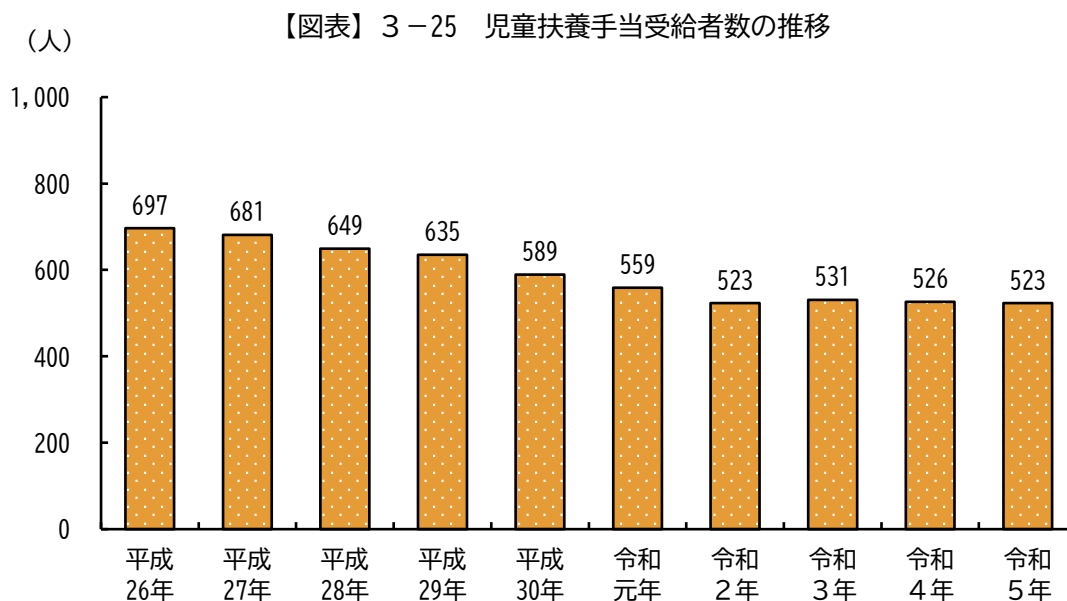


※ 相談員の行動回数（訪問、面接、電話等）の集計数

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

(6) 児童扶養手当受給者数の推移

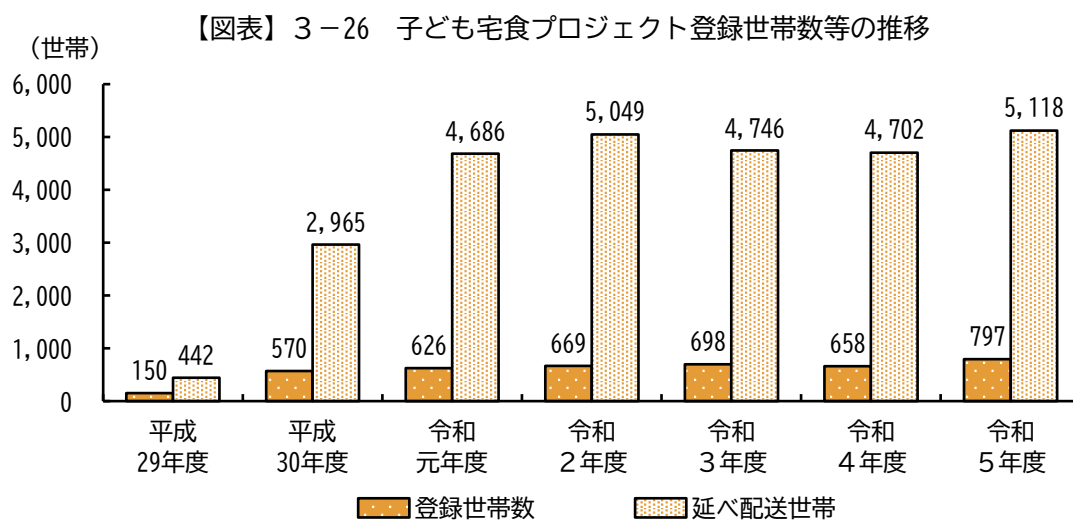
児童扶養手当の受給者数は近年減少傾向にあり、令和5年では523人となっています。



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（文京区）

(7) 子ども宅食プロジェクト登録世帯数等の推移

子ども宅食プロジェクトの登録世帯数は、近年増加傾向にあり、令和5年度で797世帯となっています。



資料：庁内資料

6 子ども・子育て支援に関する実態調査結果

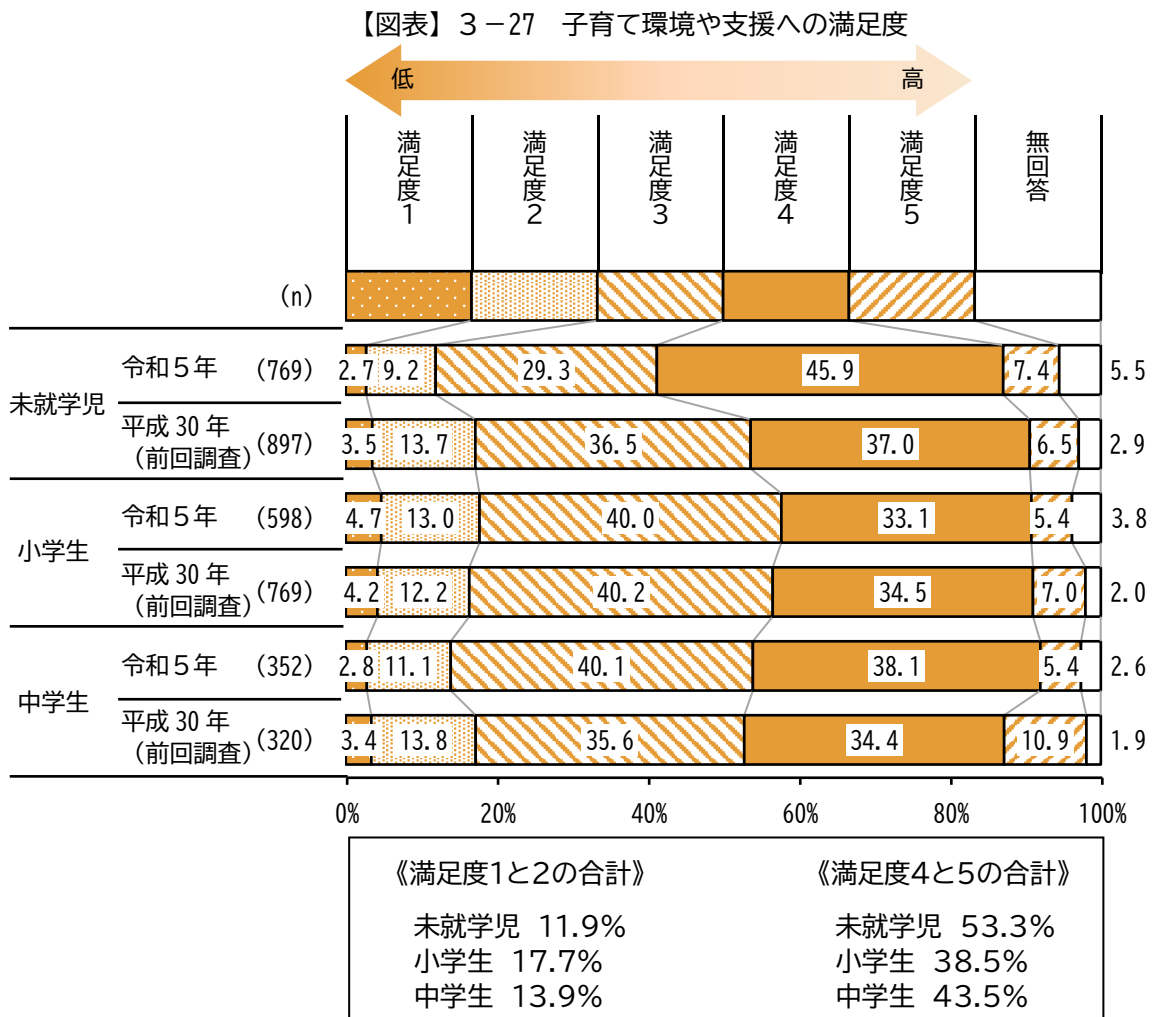
本区では、子育て支援策を更に進めていくために、子育て中の方々や小学生、中学生、高校生世代に実態調査を実施しました（令和5年10月～11月実施。未就学児の保護者1,800人、小学生の保護者1,500人、中学生の保護者700人、小学生本人700人、中学生本人700人、高校生世代本人700人等の計8,722人に配布。有効回収率39.9%）。

その中で、区が実施する子育て環境や子育て支援への満足度、子育ての楽しさ、不安や悩み、定期的な教育・保育事業の利用希望等について実態を把握しました。

※図表中の「n」は、該当質問での回答者総数を表します。

(1) 子育て環境や支援への満足度について

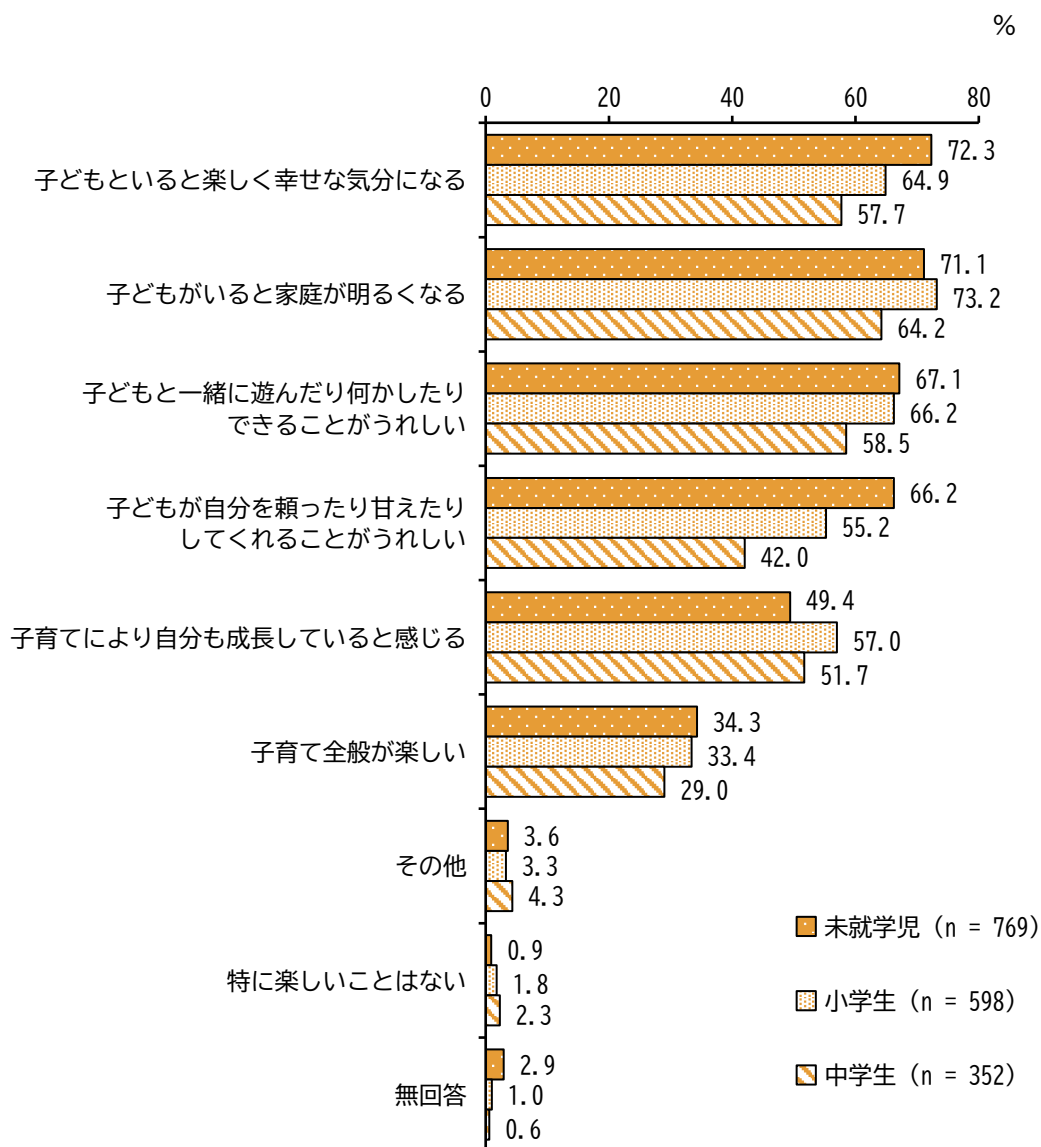
区の子育ての環境や支援について、満足度を5段階評価で尋ねたところ、未就学児の保護者、小学生の保護者及び中学生の保護者ともに満足度が高い「満足度4」「満足度5」が、満足度の低い「満足度1」「満足度2」の割合を上回っています。平成30年の調査結果と比較すると、「満足度4」「満足度5」の計は未就学児の保護者で9.8ポイント増加している一方、小学生の保護者で3.0ポイント、中学生の保護者で1.8ポイント減少しています。



(2) 子育ての楽しさ

子育てをする上で楽しいと感じるときについて、「子どもといると楽しく幸せな気分になる」と回答したのは、未就学児の保護者が72.3%、小学生の保護者が64.9%、中学生の保護者が57.7%となっており、「子どもがいると家庭が明るくなる」は未就学児の保護者が71.1%、小学生の保護者が73.2%、中学生の保護者が64.2%となっています。

【図表】 3-28 子育てをする上で楽しいと感じるとき（複数回答）



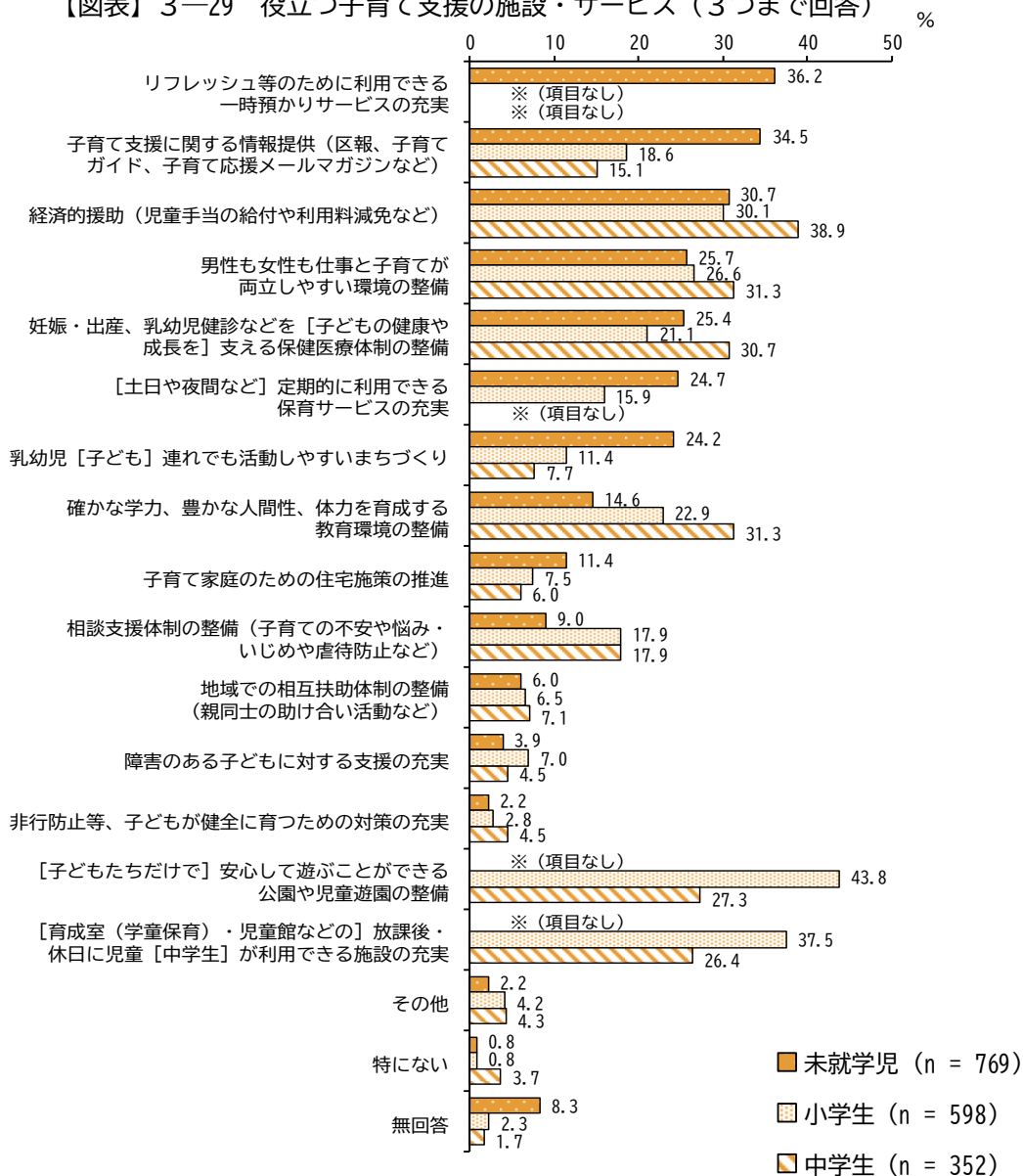
(3) 役立つ子育て支援の施設・サービス

役立つ子育て支援の施設・サービスについて、未就学児の保護者では、「リフレッシュ等のために利用できる一時預かりサービスの充実」、「子育て支援に関する情報提供（区報、子育てガイド、子育て応援メールマガジンなど）」及び「経済的援助（児童手当の給付や利用料免除など）」が3割を超えています。

小学生の保護者では、「子どもたちだけで安心して遊ぶことができる公園や児童遊園の整備」が43.8%と最も多く、次いで「育成室（学童保育）・児童館などの放課後・休日に児童が利用できる施設の充実」が37.5%、「経済的援助（児童手当の給付や利用料減免など）」が30.1%の順となっています。

中学生の保護者では、「経済的援助（児童手当の給付や利用料減免など）」が38.9%と最も多く、次いで「男性も女性も仕事と子育てが両立しやすい環境の整備」と「確かな学力、豊かな人間性、体力を育成する教育環境の整備」がともに31.3%の順となっています。

【図表】 3-29 役立つ子育て支援の施設・サービス（3つまで回答）



※ 選択肢内[]は、小学生、中学生で表現が異なります。

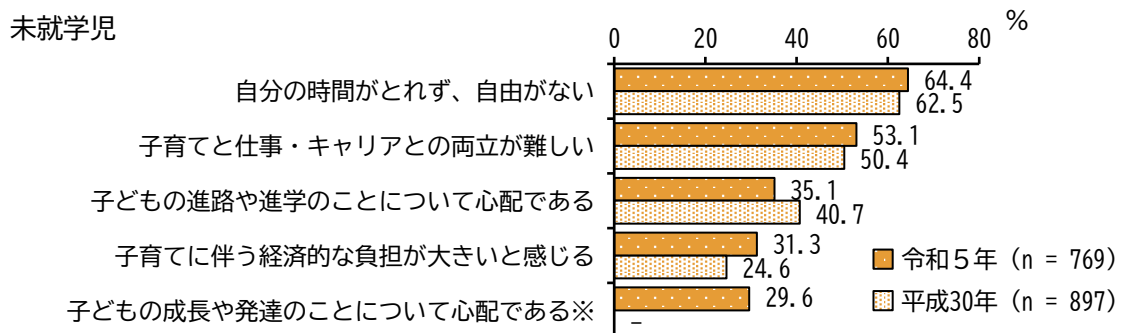
(4) 子育てをする上での不安や悩み

「未就学児の保護者」「小学生の保護者」「中学生の保護者」のそれぞれが抱える子育てをする上での不安や悩みの上位5項目は、以下の状況となっています。

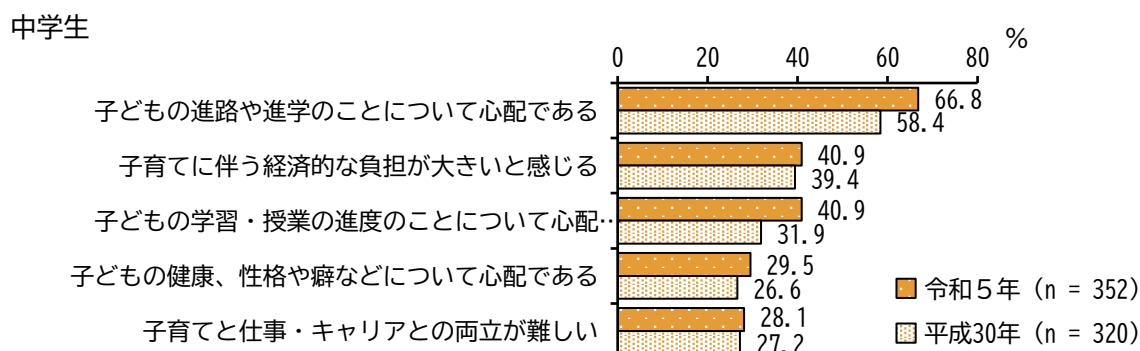
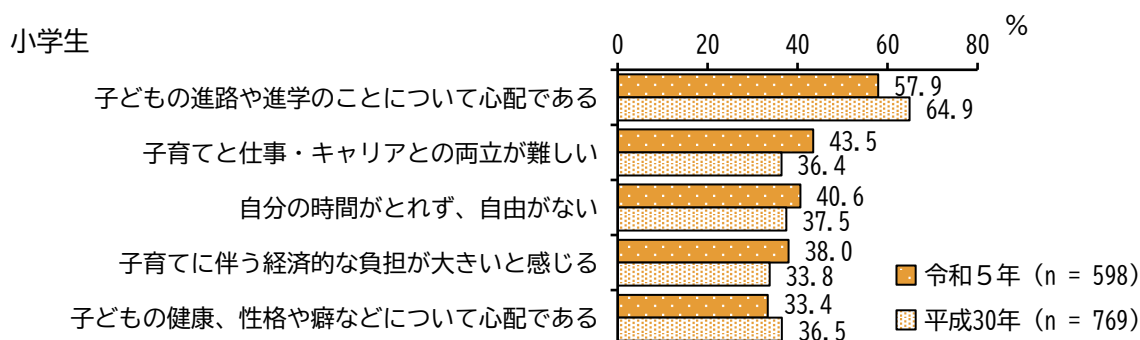
未就学児の保護者は「自分の時間がとれず、自由がない」と「子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい」が、小学生の保護者と中学生の保護者では「子どもの進路や進学のことについて心配である」が過半数を超えています。次いで、小学生の保護者では「子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい」、中学生の保護者では「子育てに伴う経済的な負担が大きいと感じる」と「子どもの学習・授業の進捗のことについて心配である」となっており、子どもの成長に伴う教育や経済的不安が上位となっています。

前回調査との比較では、「子育てに伴う経済的な負担が大きい」と感じる方が全体的に増加しており、子どもの年齢が上がるほど割合も高くなっています。また、全ての区分において「子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい」と感じる方が増えています。全体的には、中学生の保護者において不安や悩みを抱えている方が前回調査より増えている傾向があります。

【図表】 3-30 子育てをする上での不安や悩み（複数回答）



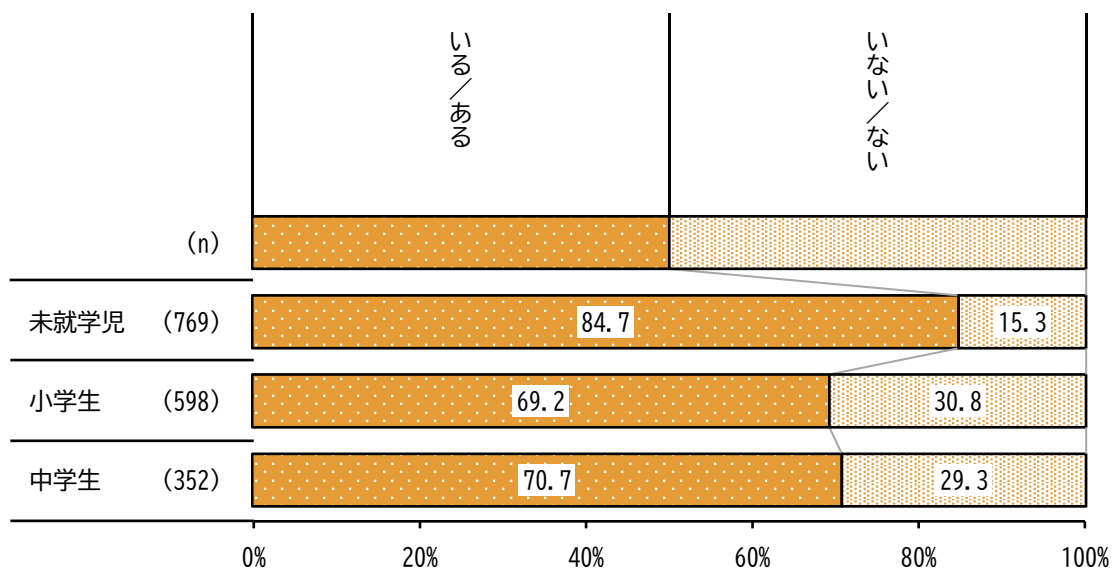
※ 今回調査で追加された項目



(5) 子育て（教育を含む。）に関する相談先

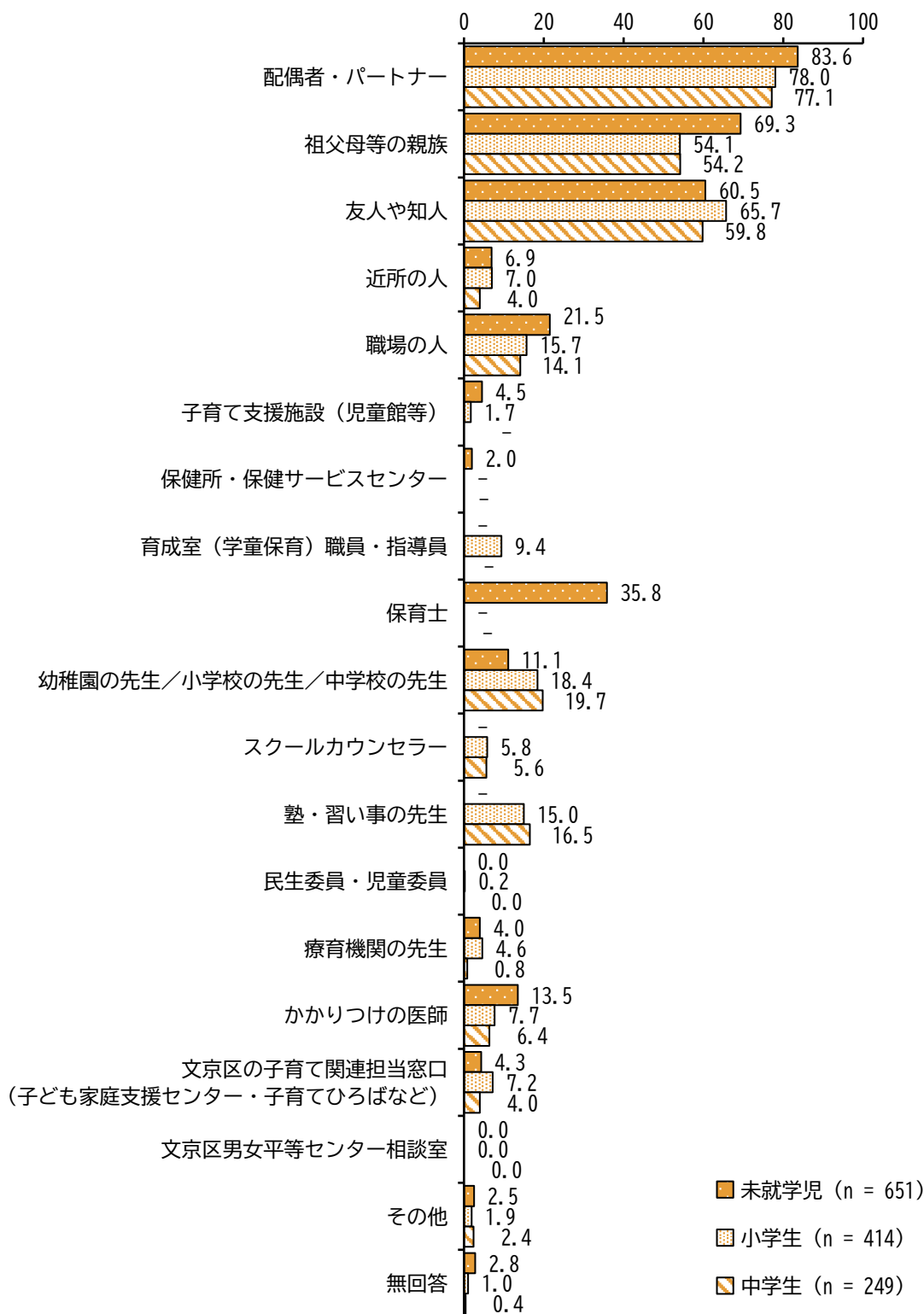
子育て（教育を含む。）に関する相談先の有無については、「いる／ある」と回答したのは、未就学児の保護者は84.7%、小学生の保護者は69.2%、中学生の保護者は70.7%となっています。

【図表】 3-31 相談先の有無



子育て（教育を含む。）に関する相談先が「いる／ある」と回答した人に、相談相手・場所を尋ねたところ、未就学児の保護者、小学生の保護者、中学生の保護者は「配偶者・パートナー」が、それぞれ83.6%、78.0%、77.1%と最も多く、次いで、未就学児の保護者では「祖父母等の親族」が69.3%、小学生の保護者、中学生の保護者では、「友人や知人」がそれぞれ65.7%、59.8%となっています。

【図表】 3-32 相談相手・場所（複数回答） %

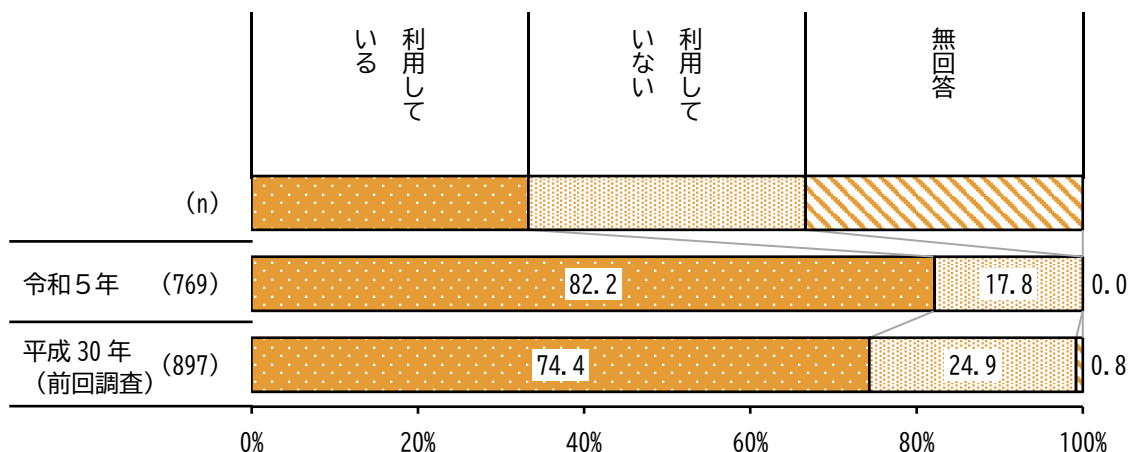


(6) 定期的な教育・保育事業の利用状況

未就学児の定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」が82.2%、「利用していない」が17.8%となっています。

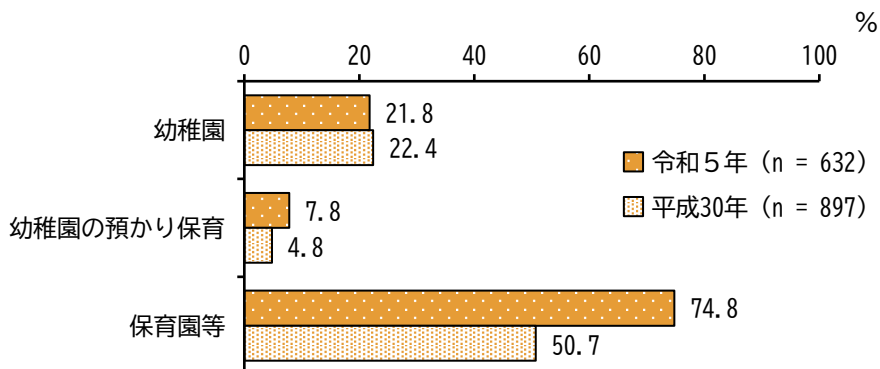
平成30年の調査結果と比較すると、「利用している」は7.8ポイント増加しており、定期的な教育・保育の環境が向上している状況がうかがえます。

【図表】 3-33 定期的な教育・保育事業の利用状況



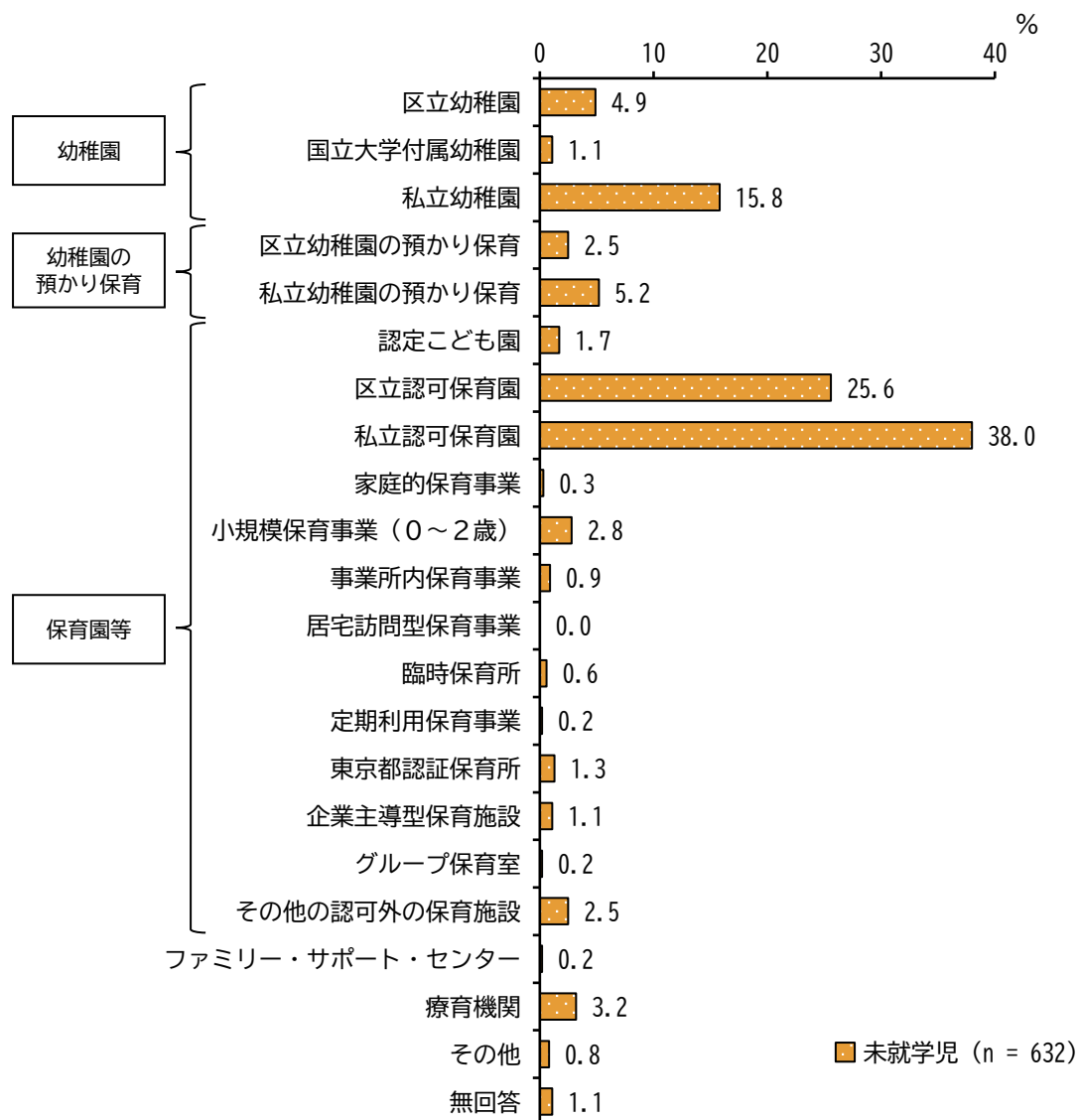
定期的にご利用している教育・保育事業については、幼稚園が21.8%、幼稚園の預かり保育が7.8%、保育園等が74.8%となっています。平成30年の調査結果と比較すると、保育園等は24.1ポイントと大幅に増加しています。

【図表】 3-34 定期的にご利用している教育・保育事業（複数回答）



事業ごとの利用状況をみると、「私立認可保育園」が38.0%で最も多く、次いで「区立認可保育園」が25.6%、「私立幼稚園」が15.8%となっています。

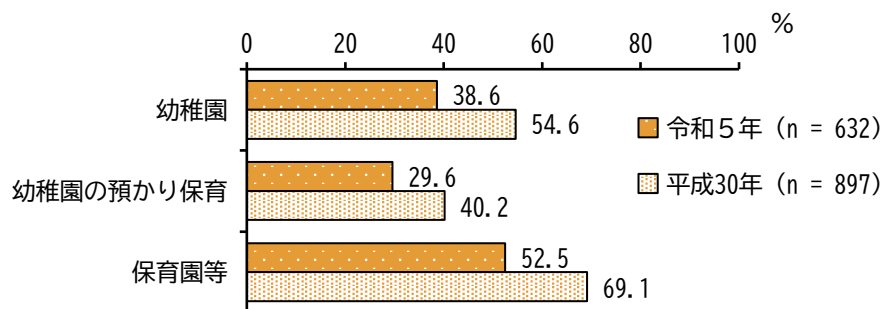
【図表】 3-35 事業ごとの利用状況（複数回答）



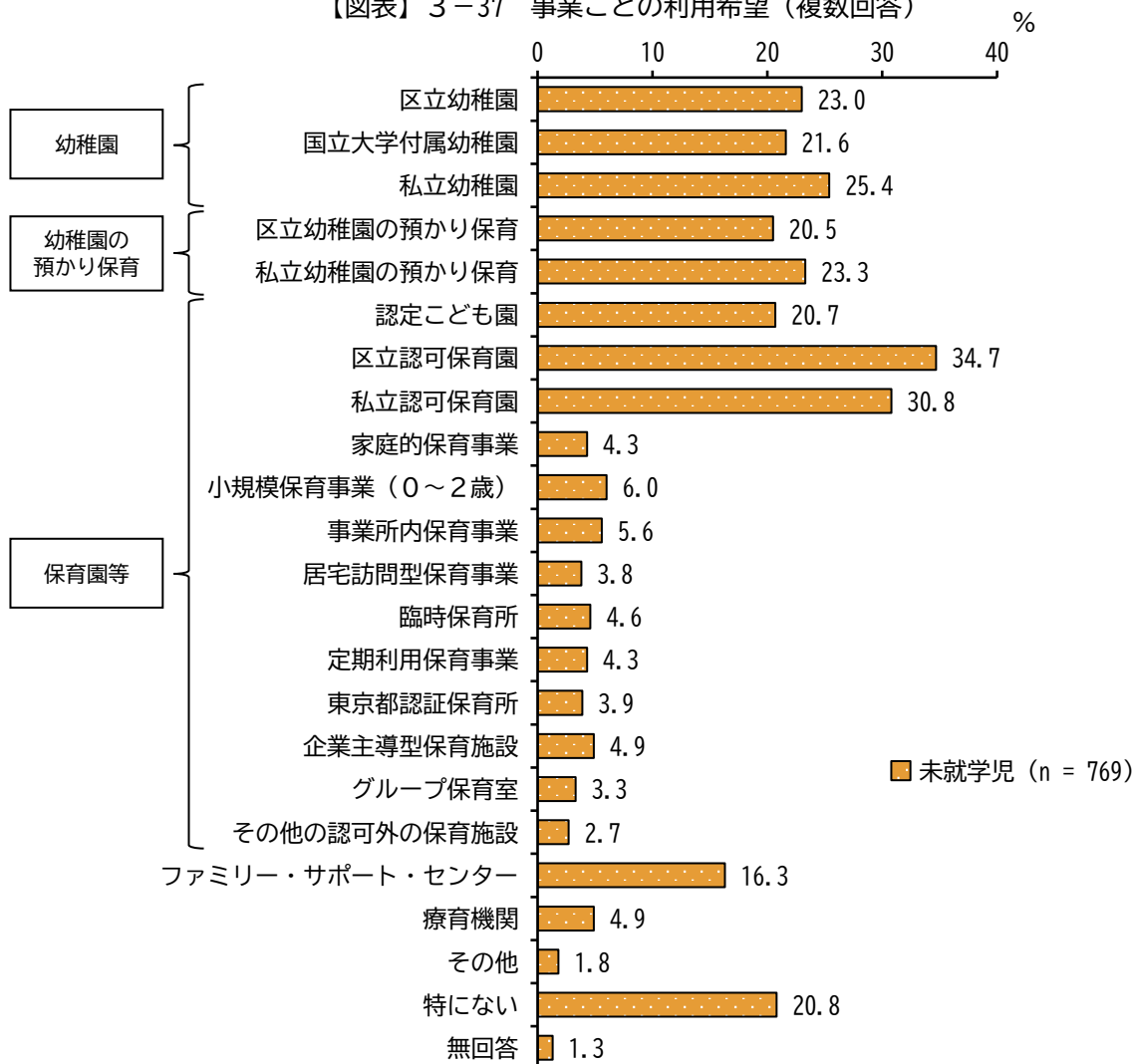
利用したい定期的な教育・保育事業については、幼稚園で38.6%、幼稚園の預かり保育で29.6%、保育園等で52.5%となっています。平成30年の調査結果と比較すると、幼稚園は16.0ポイント、幼稚園の預かり保育は10.6ポイント、保育園等は16.6ポイント減少しています。

事業ごとの利用希望をみると、「区立認可保育園」が34.7%で最も多く、「私立認可保育園」が30.8%で次いでいます。また、各事業において、利用希望が一定数あることがわかります。

【図表】 3-36 利用したい定期的な教育・保育事業（複数回答）



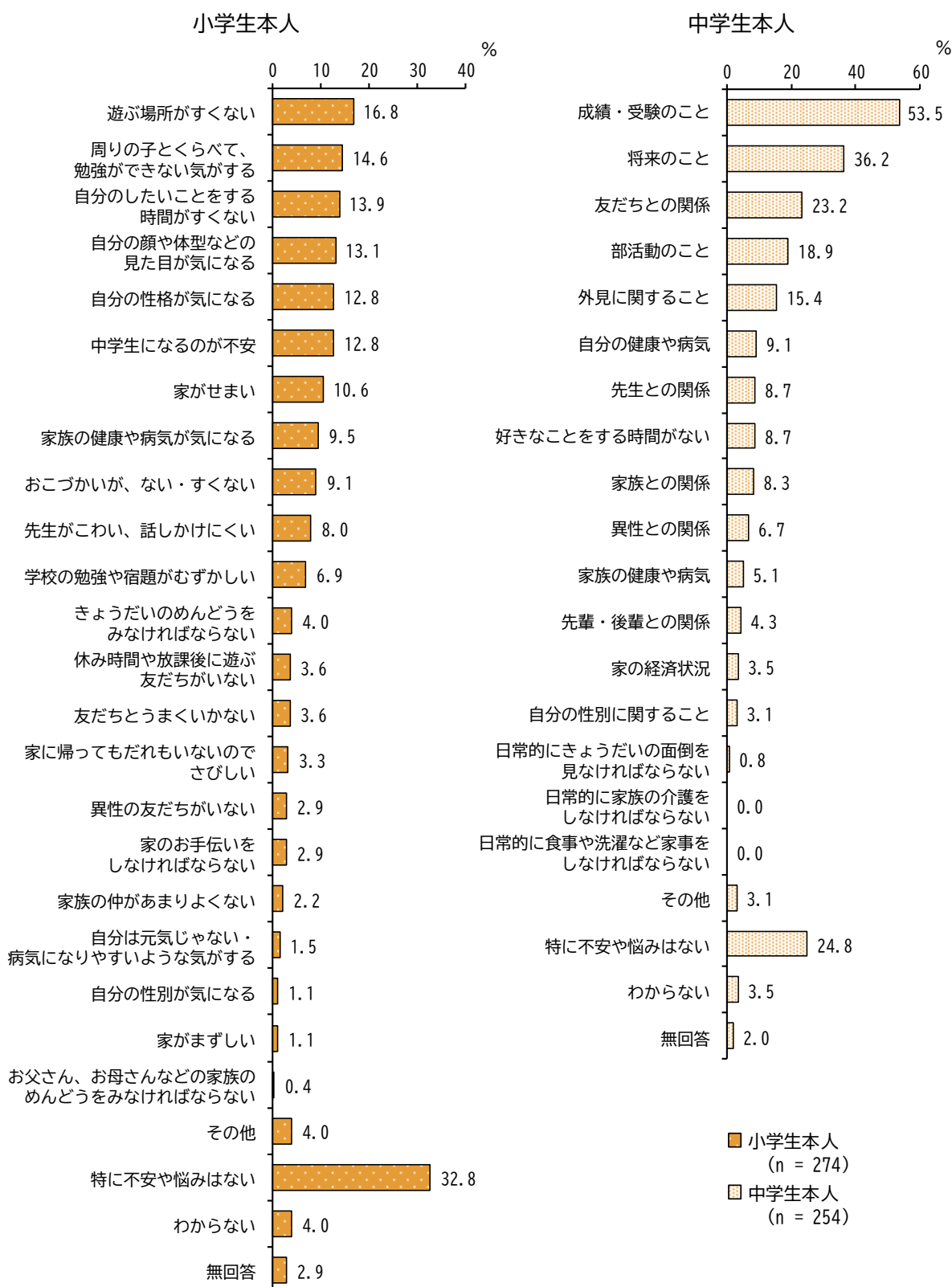
【図表】 3-37 事業ごとの利用希望（複数回答）



(7) 現在の不安・悩み

現在の不安・悩みを尋ねたところ、小学生本人は「遊ぶ場所がすくない」が16.8%と最も多く、中学生本人は「成績・受験のこと」が53.5%と最も多くなっています。

【図表】 3-38 現在の不安・悩み（複数回答）



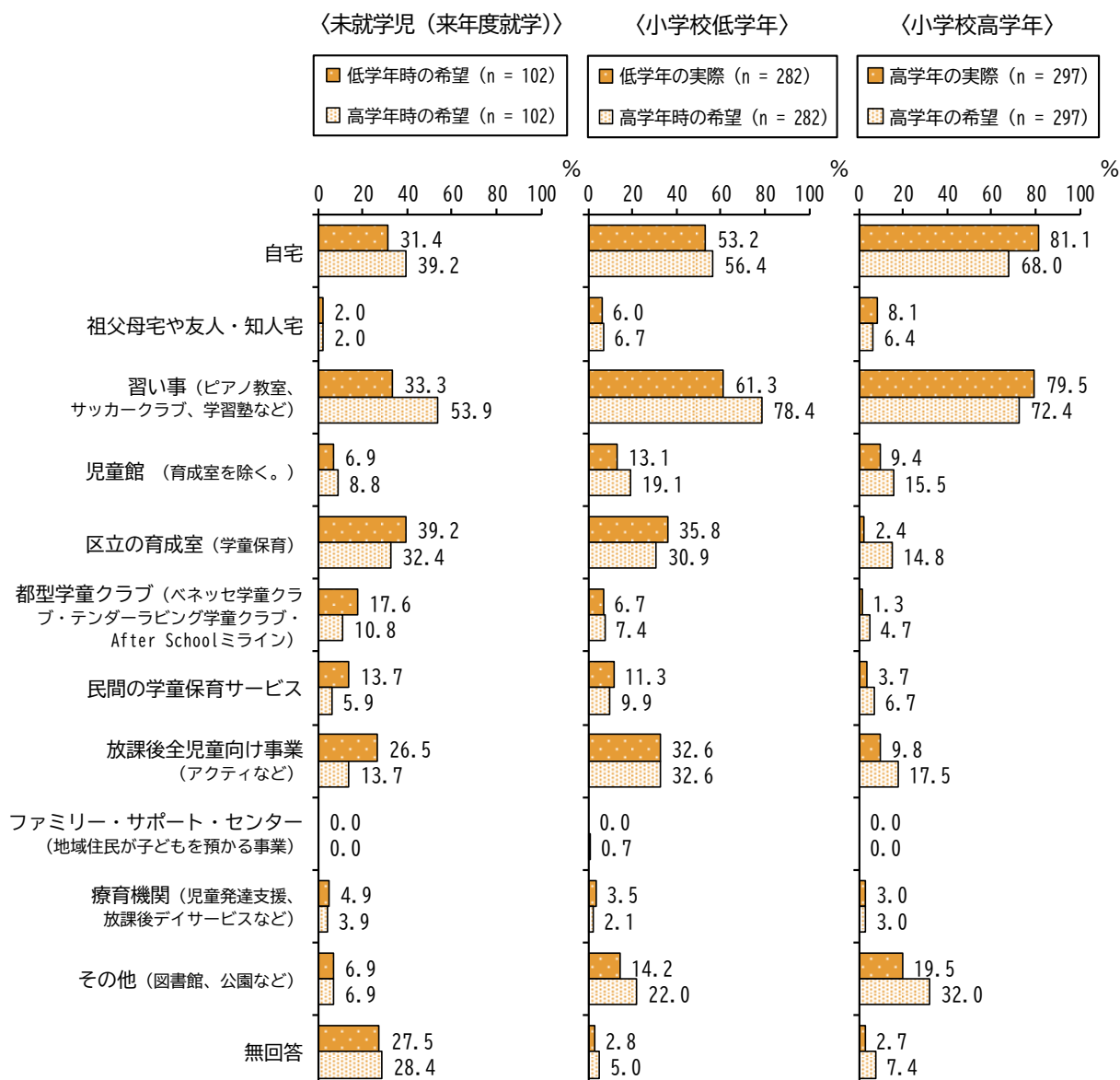
(8) 小学校の放課後を過ごさせたい場所・過ごしている場所

小学校の放課後の過ごし方について、未就学児のうち来年度就学する児童の保護者へ将来の希望を尋ねたところ、低学年時は「区立の育成室（学童保育）」が39.2%と最も多く、高学年時では「習い事」が53.9%と最も多くなっています。

小学校低学年の保護者に低学年の実際と高学年時の希望を尋ねたところ、ともに「習い事」が最も多く、次いで低学年の実際では「自宅」が53.2%、「区立の育成室（学童保育）」が35.8%となっており、高学年時の希望では「自宅」が56.4%、「放課後全児童向け事業（アクティなど）」が32.6%となっています。

小学校高学年の保護者においては、実際は「自宅」が81.1%と最も多く、次いで「習い事」が79.5%となっており、希望は「習い事」が72.4%、「自宅」が68.0%となっています。

【図表】 3-39 小学校の放課後を過ごさせたい場所・過ごしている場所（複数回答）

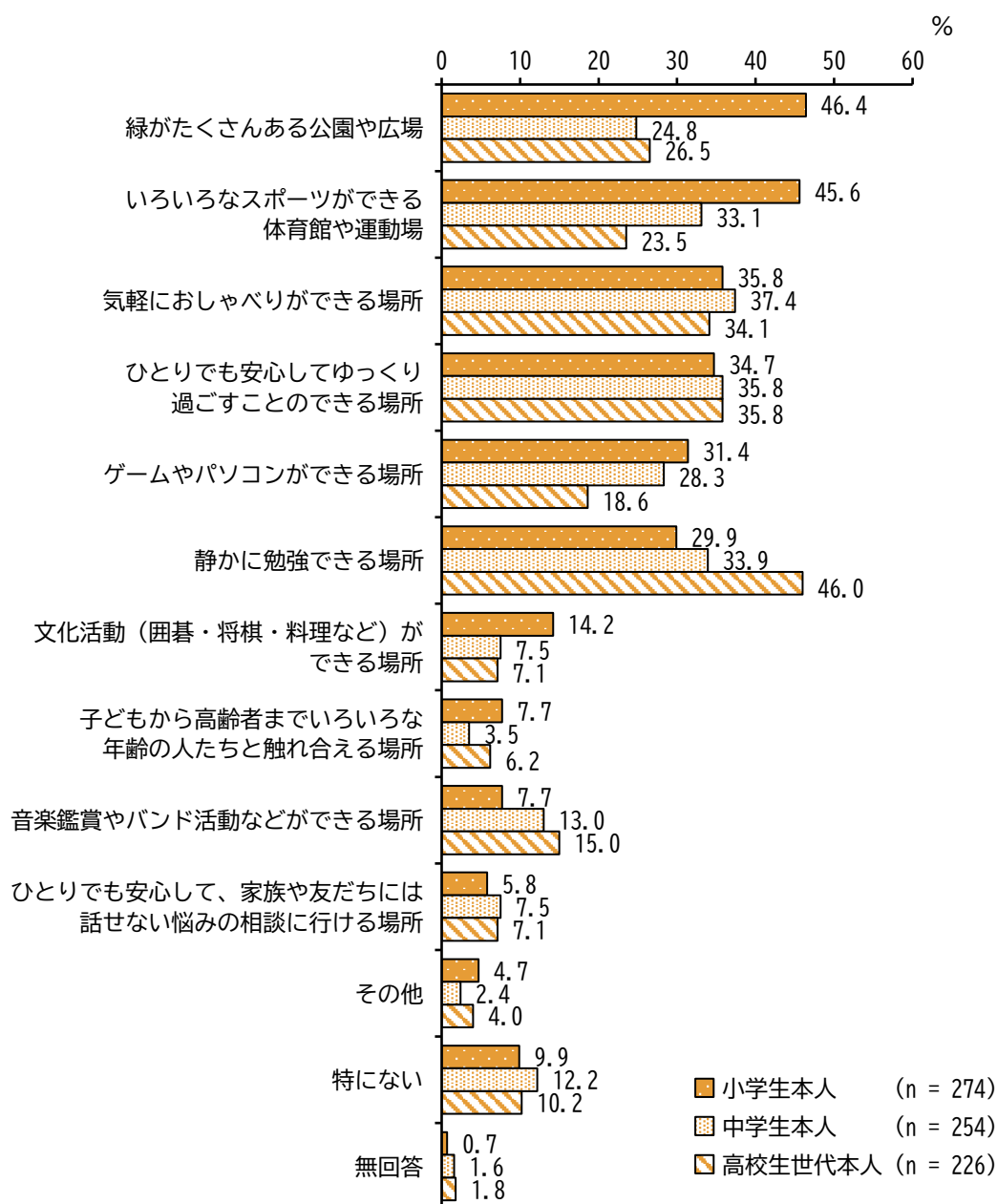


(9) 小学生と中学生、高校生が学校と家以外で放課後に過ごす場所として望んでいるもの

小学生本人に放課後を過ごす場所の希望について尋ねたところ、「緑がたくさんある公園や広場」が46.4%と最も多く、次いで「いろいろなスポーツができる体育館や運動場」が45.6%となっています。

中学生本人では「気軽におしゃべりできる場所」が37.4%、高校生世代本人では「静かに勉強できる場所」が46.0%で最も多く、次いで「ひとりでも安心してゆっくり過ごすことのできる場所」がそれぞれ35.8%となっています。

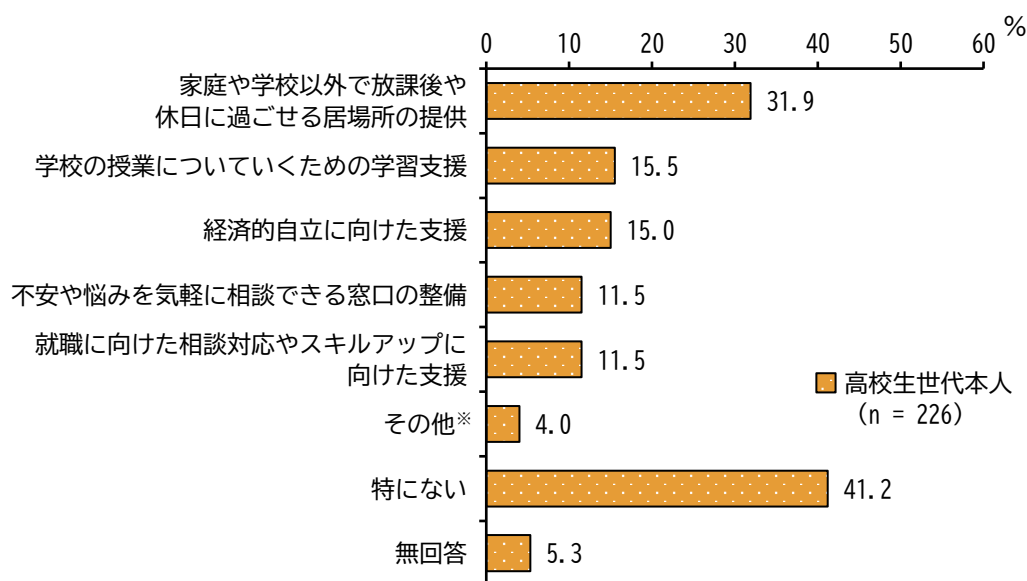
【図表】 3-40 小学生本人・中学生本人・高校生本人が学校と家以外で放課後に過ごす場所としてあればいいと思うもの（複数回答）



(10) 高校生が充実した生活を送れるようになるために必要な取組(支援)として望んでいるもの

高校生世代本人に充実した生活を送れるようになるために必要な取組（支援）について尋ねたところ、「特にない」が4割を超えている一方、「家庭や学校以外で放課後や休日に過ごせる居場所の提供」が3割を超えており、「学校の授業についていくための学習支援」や「経済的自立に向けた支援」も1割半ばとなっています。

【図表】 3-41 充実した生活を送れるようになるために必要な取組（支援）
高校生本人（複数回答）



※ その他：学習スペースの整備など

(11) 家庭の家計状況

家計の状況を尋ねたところ、未就学児、小学生、中学生及び高校生世代の保護者は、「黒字であり、定期的に貯金している」が約50%から約60%と最も多く、「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」が次いでいます。

児童扶養手当受給保護者は、「赤字であり、貯金を切り崩している」が37.0%と最も多く、次いで「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」が28.1%、「赤字であり、借金をしている」が17.2%となっています。

就学援助受給世帯保護者は、「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」が39.8%と最も多く、次いで「赤字であり、貯金を切り崩している」が28.7%、「赤字であり、借金をしている」と「黒字であり、定期的に貯金している」が8.8%となっています。

【図表】 3-42 家庭の家計状況

